

# 取引法の観点からみた 資金決済に関する諸問題

中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会

## 要 旨

本稿は、日本銀行金融研究所が設置した「中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会」（メンバー〈五十音順、敬称略〉：池尾和人、井上聡、岩原紳作、神田秀樹、砂山晃一、中田裕康、藤田友敬、前田庸〈座長〉、松下淳一、三上徹、森田宏樹、事務局：日本銀行金融研究所）の報告書である。

商取引をはじめとするさまざまな経済活動は、当事者間の債権・債務を解消するために行われる資金決済が確実に行われるとの信認のうえに成り立っており、その安全かつ円滑な実行を確保するうえで、資金決済を巡る法制の整備が1つの重要な課題となる。資金決済には、企業や私人間の債権・債務を、銀行の預金を通じて決済する「顧客・銀行間決済」と、そうした顧客・銀行間決済等に伴い発生した銀行間の債権・債務を、中央銀行預金を通じて決済する「銀行間決済」とがある。主に大口の資金決済が行われる銀行間決済においては、システミック・リスクを削減することが重要な政策的関心となる一方で、顧客・銀行間決済においては、制度的・社会的な費用便益を評価しながら顧客保護を図ることが重要な政策的関心となる。

本報告書では、主に取引法の観点から、資金決済に関する諸問題について検討を行っている。しかも、これまでに展開されてきた議論の多くは、顧客・銀行間決済に焦点を当てたものとなっているのに対して、本報告書では、顧客・銀行間決済におけるこれまでの議論について検討を進めるとともに、銀行間決済についても顧客・銀行間決済との比較を交えた検討を行っている。

具体的には、まず、振込取引の法的性格および預金の法的性格について分析を行っている。次に、支払指図の瑕疵に関する問題、ファイナルな決済に関連する問題および決済プロセスで生じた損害についての責任負担に関する問題を取り上げ、顧客・銀行間決済と銀行間決済の双方について分析・検討を行っている。

本報告書の内容や意見は、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

## 1. はじめに

商取引をはじめとするさまざまな経済活動は、決済——当事者間の債権・債務を解消すること——が確実に行われるとの信認のうえに成り立っており、決済を実行する仕組みとしての資金決済システムが円滑に機能しない場合には、経済活動に大きな影響を与えることになる。その意味で、資金決済システムは、一国の経済活動を支える重要な制度の1つであり、その安全性および効率性を確保するうえで、資金決済を巡る法制の整備が1つの重要な課題となる。

昨今、資金決済を巡る法制のあり方に関し、さまざまな議論が展開されている。まず、リテール資金決済<sup>1</sup>の分野では、金融審議会において、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービスが普及・発達している状況に対応し、その制度的枠組みのあり方を検討すべく、「決済に関するワーキング・グループ（座長：岩原紳作東京大学教授）」が2008年5月に設置され、議論が行われた<sup>2</sup>。また、2008年10月に開催された金融法学会のシンポジウムにおいても「決済法制の再検討」というテーマで議論が行われた<sup>3</sup>。さらには、より一般的な議論として、決済に関する法的基盤の1つをなす民法（債権法）の改正に向けた議論も行われている<sup>4</sup>。

このように、資金決済を巡る法制について議論が行われる中、日本銀行金融研究所は、2007年8月に「中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会」を設置し、主に取引法の観点から資金決済に関する問題の分析・検討を中心に、活発な議論を積み重ねてきた。本報告書は、同研究会における議論の成果をもとに、事務局がその責任において取り纏めたものである。なお、本報告書において意見にわたる部分は、日本銀行または金融研究所の公式見解を示すものではない。

1 典型的には、個人や法人企業等の非金融機関間で行われる資金決済を指す。岩原〔2008〕32頁参照。

2 決済に関するワーキング・グループは、2008年5月から計12回開催された。同ワーキング・グループにおける検討結果等を踏まえ、金融審議会第二部会は2009年1月、「資金決済に関する制度整備について——イノベーションの促進と利用者保護——」を公表した。詳しくは、金融審議会金融分科会第二部会〔2009〕参照。これを受け、2009年3月に「資金決済に関する法律案」が国会に提出され、同年6月に成立した。

また、経済産業省の産業構造審議会産業金融部会・流通部会に設置された「商取引の支払に関する小委員会」においてもリテール資金決済に関する検討が進められ、2008年12月には報告書として「商取引の支払サービスに関するルールのあり方について」が公表された。詳しくは、産業構造審議会産業金融部会・流通部会商取引の支払に関する小委員会〔2008〕参照。

3 報告論文については、『金融法務事情』1842号32頁以下参照。

4 例えば、2006年10月に発足した「民法（債権法）改正検討委員会」（委員長：鎌田 薫・早稲田大学教授、事務局長：内田 貴・法務省民事局参与）において民法（債権法）の改正に向けた検討が進められ、2009年4月に「債権法改正の基本方針」が公表された。民法（債権法）改正検討委員会編〔2009〕参照。なお、この民法（債権法）改正検討委員会は自発的な研究グループであるが、法務省民事局関係者も参加している。詳細は、同委員会ホームページ（<http://www.shojihomu.or.jp/saikenhou/indexja.html>）参照。

また、別の自発的な研究グループとして2005年11月に発足した「民法改正研究会」（代表：加藤雅信・上智大学教授）は、2009年1月に、担保法を除く財産法の全面改正案である「日本民法改正試案・仮案（平成21年1月1日案）」を公表した。加藤〔2009〕参照。

「中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会」メンバー  
(五十音順、敬称略、2009年9月時点)

池尾和人	慶應義塾大学経済学部経済学研究科教授
井上 聡	長島・大野・常松法律事務所パートナー
岩原伸作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
神田秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
砂山晃一	みずほ銀行法務部長
中田裕康	東京大学大学院法学政治学研究科教授
藤田友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長) 前田 庸	学習院大学名誉教授
松下淳一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
三上 徹	三井住友銀行法務部長
森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(事務局)<sup>5</sup>

高橋 亘	日本銀行金融研究所長
大川昌男	日本銀行政策委員会室参事役 (前金融研究所企画役)
白神 猛	国際決済銀行 (前日本銀行金融研究所企画役)
高橋治大	日本銀行金融研究所

本報告書の構成は、以下のとおりである。まず、下記2.で、分析の対象を整理する。次に、下記3.では、振込取引の法的性格および預金の法的性格について分析を行う。そのうえで、下記4.では支払指図の瑕疵に関する問題を、下記5.ではファイナルな決済に関連する問題を、下記6.では決済プロセスで生じた損害についての責任負担に関する問題を取り上げ、顧客間の債権債務関係を銀行を介して解消する顧客・銀行間決済<sup>6</sup>と銀行間の債権債務関係を中央銀行を介して解消する銀行間決済<sup>7</sup>のそれぞれについて分析・検討を行う。最後に、下記7.で本報告書を総括する。

## 2. 分析の対象

以下では、(1) 資金決済と資金決済システム、(2) 顧客・銀行間決済と銀行間決済、(3) 振込取引の概要、(4) 銀行間決済の概要、(5) 日本銀行の当座勘定を通じ

5 このほか、大泉 琢 (発券局長 (前決済機構局長))、岡田 豊 (発券局参事役 (前決済機構局参事役))、林 健司 (預金保険機構 (前決済機構局企画役))、田中 佑 (決済機構局) が本研究会の議論に参画した。また、本報告書の作成に当たっては、日本銀行金融研究所の山本慶子、吉村昭彦 (現総務人事局)、山崎智広 (現業務局) より多大な協力を得た。

6 顧客・銀行間決済については、下記2.(2)イ.参照。

7 銀行間決済については、下記2.(2)ロ.参照。

た銀行間決済（以下「日本銀行当座勘定決済」という。）および（6）顧客・銀行間決済と銀行間決済との相違—分析の視点—について簡単に整理する。

## （1）資金決済と資金決済システム

日々行われる取引によって発生した当事者間の金銭債権・債務を解消することを資金決済と呼ぶ<sup>8</sup>。

資金決済システムは、そうした資金決済を多数の当事者が標準化された一定の手順に従って組織的に処理するための仕組みである<sup>9</sup>。

資金決済システムのうち、金融機関間の資金取引、外国為替取引、証券取引等に関連する資金決済を行う大口資金決済システムは、金融市場にとって不可欠な基盤となっている。日本銀行が運営している「日本銀行金融ネットワークシステム」（以下「日銀ネット」という。）は、日本銀行の当座勘定を通じた大口資金決済をオンラインで安全かつ効率的に行うことを可能としている<sup>10</sup>。

他方、取引1件当たりの決済金額は小口ではあるが大量の資金決済を扱うリテール資金決済システムには、全国銀行内国為替制度（全国銀行データ通信システム。以下「全銀システム」という。）がある<sup>11</sup>。銀行等の顧客間の内国為替取引（国内の振込取引等）の多くは、全銀システムを通じて行われる。全銀システムを通じて行われる銀行の顧客間の振込取引などの為替取引の結果、銀行間には資金の貸借が発生するが、その貸借の決済は、日本銀行当座勘定を通じて行われている<sup>12</sup>。

## （2）顧客・銀行間決済と銀行間決済

財・サービスの取引を原因とする資金決済が資金決済システムを通じて行われる場合、そのプロセスは次のように図式化することができる。

---

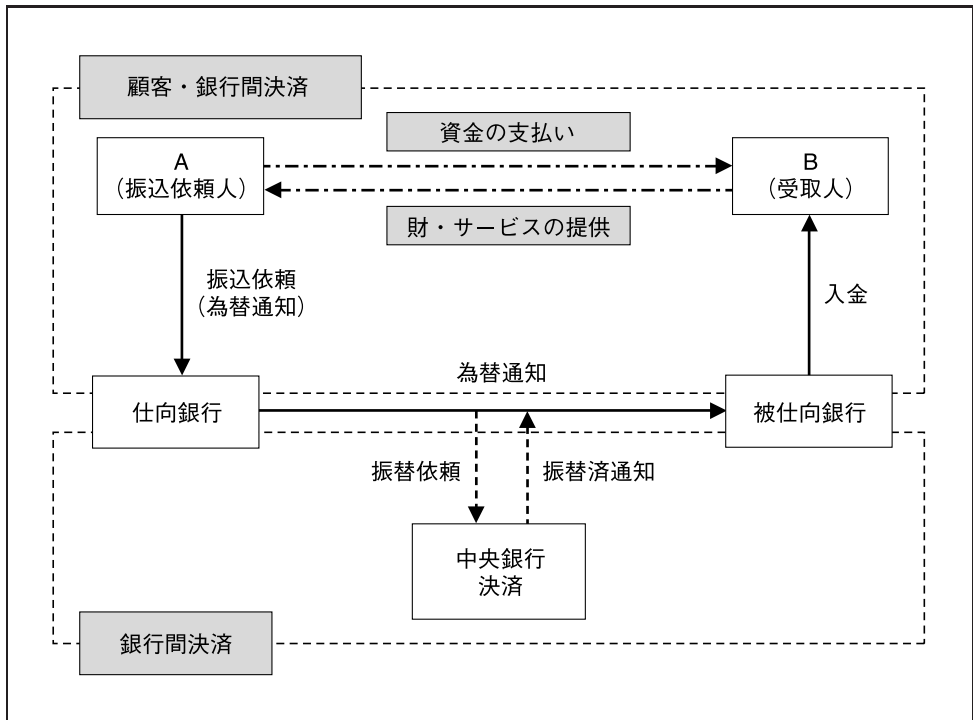
8 本報告書では、資金移動を伴う資金決済を分析・検討の主な対象とする。もっとも、債権・債務関係の解消としての決済は、相殺やネットティングといった資金の移動を伴わない手段によっても行われている。

9 日本銀行 [2002] 1 頁、同 [2006] 1 頁参照。

10 日銀ネットの対象業務は、当座勘定取引のほかにも、外国為替円決済制度関係事務、国債発行関係事務、国債登録関係事務、国債振替決済関係事務、国債資金同時受渡（国債 DVP）関係事務、担保関係事務等がある。

11 全銀システムは、東京銀行協会内に設置されている内国為替運営機構により運営されている。

12 内国為替決済にかかる日本銀行当座預金振替は、2008 年中の 1 営業日平均では、約 144 件、約 1 兆 9,396 億円（1 件当たり約 135 億円）となっている。また、全銀システムの取扱高は、1 営業日平均で約 559 万件、約 10 兆 9,669 億円（1 件当たり約 196 万円）となっている。なお、各決済システムの決済件数・金額は、日本銀行が公表している「決済動向」に基づく 2008 年の計数である。



## イ. 顧客・銀行間決済

上図では、A・B間で、BからAに財・サービスが提供され、AがBに代金の支払債務を負担し、当該債務をAがBへの振込によって決済する場合を想定する。資金決済のプロセスを分析的にみると、「A（振込依頼人）→仕向銀行→被仕向銀行→B（受取人）」の4者関係がまず存在する（仕向銀行と被仕向銀行が同一の場合には、3者関係となる<sup>13)</sup>14）。これらの関係を通じた決済、すなわち、顧客（振込依頼人・受取人）間の債権債務関係を、銀行（仕向銀行・被仕向銀行）を介して解消することを、以下「顧客・銀行間決済」と呼ぶ。

顧客・銀行間決済が振込によって行われる場合、Aは振込依頼人として、仕向銀行に対して振込依頼（支払指図）<sup>15)</sup>を行うとともに振込資金を交付する（現金を交付する場合と、仕向銀行の預金口座からの引落による場合とがある）。仕向銀行は、全銀システムを通じて為替通知を被仕向銀行に送信し、被仕向銀行は受信した為替通知に基づきB（受取人）の預金口座に入金記帳する。

13 この場合、全銀システムを通じた決済ではなく、当該銀行の行内システムでの決済となり、「銀行間決済」は行われないこととなる。

14 大村〔2005〕100頁では、「振込取引においては、四当事者の結ぶ三つの契約関係が、二つの連鎖をすることによって、全体として一つのシステムが作り出されている」と説明されている。

15 本報告書では「支払指図」を、基本的には、顧客・銀行間決済の振込取引において振込依頼人が行う支払指図である「振込依頼」と、銀行間決済の振替取引において金融機関が行う支払指図である「振替依頼」とに区別することとする。もっとも、両者を特に区別することなく、または、両者を包含する概念として「支払指図」を用いる場合もある。振込と振替の相違については後掲注17および注44参照。

ここで振込を想定するのは、資金決済を実現する多様な決済手段のうち、わが国では振込が一般的に利用されているためであり<sup>16</sup>、本報告書では振込を顧客・銀行間決済に関する検討の主な対象とする<sup>17</sup>。

## ロ. 銀行間決済

振込取引に基づく顧客・銀行間決済を完結させるためには、仕向銀行と被仕向銀行との間で振込資金の授受等による資金決済が行われる必要がある。こうした銀行間の資金決済は、「仕向銀行→中央銀行→被仕向銀行」という3者の関係を通じて行われ、双方の銀行が中央銀行に保有する預金口座残高の増減によって銀行間の資金決済が行われることが多い<sup>18</sup>。これを以下「銀行間決済」と呼ぶ<sup>19</sup>。

わが国において、A・B間の振込取引等の為替取引に伴う銀行間決済は、東京銀行協会をセントラル・カウンターパーティとして仕向銀行と被仕向銀行との間において一定時間内に生じた為替取引の合計を差引計算した金額について行われており、顧客・銀行間決済と銀行間決済とが1対1で紐付いているわけではない<sup>20</sup>。

16 小山 [2004] 159 頁は、資金決済方法として「振込はいまや最も有力な手段として利用されている」とする。

17 顧客・銀行間決済の多くは、当座預金・普通預金といったいわゆる流動性預金の口座における資金の支払人の預金債権の減少と受取人の預金債権の増加を通じて実現される。すなわち、顧客・銀行間決済においては多くの場合、資金の支払人および受取人双方の預金口座を介して決済が実現される。このような決済手段としては、振込のほか「振替」もある。振替は、資金の受取人が、自らが預金口座を保有する銀行を通じて、資金の支払人が預金口座を保有する銀行に、支払人の預金口座から受取人の預金口座への預金の付替を委託する取引（いわゆる「口座振替」）と定義されることが多い。例えば、岩原 [2003] 4 頁参照。岩原 [2003] 14 頁は「振替に関する私法的問題は、基本的に振込に準じて考えることができる」と指摘する。

しかしながら、全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が定める「パソコン等の端末機を使用した依頼にもとづく振込・振替取引に関する規定（試案）」1 条 3 項 2 号においては「支払指定口座と入金指定口座とが同一店にあり、かつ同一名義の場合には、『振替』として取扱います」と規定されており、学説からは「振込についてはともかく、振替の概念が明確でないため、両者の区別がはっきりしないものになっている」と指摘されている。後藤 [1986] 11 頁。いずれにせよ、顧客・銀行間決済における「振替」は、銀行間決済における日本銀行当座勘定を通じた決済手段としての振替（後掲注 44 およびそれに対応する本文参照）とは異なる点に注意を要する。

なお、以上とは異なり、受取人の預金口座を介さない決済手段としては、例えば、送金がある。また、振込であっても、振込依頼人が仕向銀行に現金を交付して振込を行う場合には、振込依頼人の預金口座を介さない決済手段となる。

18 本報告書は分析・検討の対象としていないが、例えば外国為替決済においては、銀行間のコルレス契約に基づき銀行に開設したコルレス勘定を通じて決済される場合もあり、銀行間決済のすべてが中央銀行預金を通じて行われるわけではない。

19 なお、日本銀行の当座勘定取引の相手方は、銀行等だけではなく証券会社や短資会社なども含まれている。日本銀行当座勘定決済の基本的な仕組みは、こうした相手方が行う資金決済にも同様に用いられているものではあるが、本報告書における分析・検討は、顧客・銀行間決済を視野に入れつつ行うものであることから、「銀行間決済」と呼ぶこととする。

20 全銀システムにおいては、東京銀行協会が、仕向銀行が被仕向銀行に対して負担する為替取引上の資金交付債務を免責的に引き受けるとともに、当該債務に対当する債権を仕向銀行に対して取得することとされ、同協会は、各参加銀行との間で有する債権債務の差引計算を行い、参加銀行別の決済尻を各参加銀行と日本銀行に通知する。これに基づいて、一定の時刻に、支払超となる銀行の日本銀行当座勘定から決済尻相当額が順次引き落とされ、東京銀行協会名義の日本銀行当座勘定に入金されるとともに、すべての入金完了すると、東京銀行協会名義の日本銀行当座勘定から引落が行われ、受取超の銀行の日本銀行当座勘定に決済尻相当額が順次入金されることによって、銀行間決済が行われる（同時に、東京銀行協会が各参加銀行に対して取得した債権と同協会が各参加銀行に対して引き受けた債務は対当額で相殺される）。全

また、振込依頼人や受取人が存在せず、銀行間で大口の資金の決済がなされる場合（例えば、金融市場における銀行間取引の場合）も多数存在する。

## ハ. 小括

わが国においては、主として顧客・銀行間決済について、意思表示や債権債務の取扱いに関する民法規定等といった一般法を手掛かりとしつつ学説や判例が蓄積されている。他方、銀行間決済自体に着目してその法的性格を正面から検討したものは必ずしも多くない。そこで、以下では、まず、顧客・銀行間決済の主なものとして振込取引の法的性格について簡単に整理する（下記（3））。次に、銀行間決済の特徴を概観したうえで（下記（4））、日本銀行当座勘定を通じた資金決済（銀行間決済）の法的性格について整理する（下記（5））。

### （3）振込取引の概要

振込取引は、わが国では全銀システム<sup>21</sup>を通じて行われるのが一般的である<sup>22</sup>。振込依頼人から受取人までの振込取引の法的構造を分析すれば、典型的には、①振込依頼人と仕向銀行との間の振込依頼契約関係、②仕向銀行と被仕向銀行との間の為替取引契約関係および③被仕向銀行と受取人との間の預金契約関係が組み合わされたものと捉えられる<sup>23</sup>。

### イ. 振込依頼人・仕向銀行間の振込依頼契約

振込依頼人と仕向銀行の間には、振込依頼契約が成立する。この契約の法的性格については、下記 3. (1)ロ. において検討するが、現在、委任契約の一種と解する見

---

国銀行協会 [2001] 5 頁 [小沢芳己] 参照。もっとも、今後の対応として、内国為替取引のうち一定金額（1 億円）以上の大口取引の銀行間決済については、2011（平成 23）年を目途に、流動性節約機能付きの RTGS 処理による日本銀行当座預金決済が開始される予定である。なお、一定金額を超えない内国為替取引については、現行方式で引き続き決済がなされる。流動性節約機能付きの RTGS 処理については、日本銀行 [2008] 24～29 頁参照。

21 前掲注 11 およびそれに対応する本文参照。

22 振込取引において仕向銀行と被仕向銀行が同一である場合には、全銀システムを介さず、当該銀行内のシステムを通じて行われる。前掲注 13 およびそれに対応する本文参照。

23 星野英一・東京大学名誉教授は、「現代的契約」の類型として「複合的契約」を示し、その一例として振込取引を挙げる。星野・河上 [1991] 9 頁参照。

また、森田宏樹・東京大学教授は、「振込取引というのは、関係当事者間の複数の契約関係が複合的に組み合わさることによって初めて成立する『仕組み』である」とする。森田 [2000] 130 頁。

さらに、岩原紳作・東京大学教授は、振込等の資金移動取引は、次の 6 つの構成要素からなるシステムとして理解できるとする。ここで 6 つの構成要素とは、①振込依頼人と受取人の間に存在する売買契約等の「原因関係（対価関係）」、②振込依頼人と仕向銀行との「資金移動取引契約」、③振込依頼人の仕向銀行に対する「資金移動指図」、④受取人と被仕向銀行との「入金承諾契約」、⑤振込依頼を受けた仕向銀行が被仕向銀行に発する「為替通知」、⑥仕向銀行と被仕向銀行との「為替契約に基づく、両銀行間の移動資金の決済」である。岩原 [2003] 31～33 頁参照。

解が有力である<sup>24</sup>。この見解によれば、当該振込依頼契約において、振込依頼人は仕向銀行に対して委任事務処理に要する費用の前払い（民法 649 条）<sup>25</sup>として振込資金を交付して<sup>26</sup>、受取人が被仕向銀行に保有する預金口座に預金債権を成立させることを委託し、他方、仕向銀行は受任者として振込依頼人の振込依頼を実行すべき義務を負うこととなる<sup>27</sup>。

## ロ. 仕向銀行・被仕向銀行間の為替取引契約

振込依頼を受けて仕向銀行が被仕向銀行に対して送信する為替通知は、振込依頼人との関係では、振込依頼の実行として、振込依頼契約に基づく債務の履行という性格を持つが、他方で被仕向銀行との関係では、為替通知の内容に従って受取人の預金口座への入金記帳を行うという処理についての委任契約たる為替取引契約に基づき、仕向銀行が自らの名義で行う被仕向銀行に対する支払委託であると解される<sup>28</sup>。

全銀システムのもとでは、日本銀行に当座勘定を有する銀行等が、内国為替取扱規則等に従って為替取引を開始したい旨の加盟申請書を内国為替運営機構に提出し、その承認を受けると、その自動的な効果として、他の加盟銀行との間で、内国為替

24 森田 [2000] 153～156 頁参照。これに対して、振込依頼契約の法的性格を、委任契約としてではなく、政策的には仕向銀行が被仕向銀行による受取人の預金口座への入金記帳という結果の実現までを請負うという請負契約として捉えるべきであるとする有力な見解も唱えられている。請負契約説は、振込の完了の内容として、被仕向銀行にある受取人の預金口座への入金と解する入金請負説と被仕向銀行への振込通知の到達と解する通知請負説に、さらに分けられるという整理もなされている。岩原 [2003] 74～75、419～429 頁、同 [2004] 221 頁参照。下記 3. (1)ロ. (ロ)参照。

25 これに対して、振込依頼人から仕向銀行への振込資金の提供に消費寄託契約としての側面を見出す見解がある。この見解は、例えば振込が完了する以前に仕向銀行が破綻した場合、振込依頼人が提供した振込資金を委任事務処理費用の前払いと捉えれば、倒産法の原則からは、振込依頼人は一般債権者と同等の保護しか与えられないと考えられる一方、消費寄託関係を認めれば、預託された特定性を有する振込資金について「何らかの形で優先権を付与する扱いを、解釈論または立法論として展開することが十分に可能であろう」と説明する。なお、消費寄託契約の関係を見出す場合、被仕向銀行の第三者（受取人）への支払は、預託された振込資金の返還債務の履行としての側面を有する。仕向銀行は、振込依頼人が行った振込依頼に従った「支払」を行うことによって当該返還債務について有効な弁済をなしたことになり、仕向銀行の免責が認められることになると解されている。森田 [2000] 153～156 頁参照。

26 振込依頼契約は、実務上、振込資金の交付（預託）により成立することとなっている。例えば、同契約の成立について、全銀協が定める振込規定ひな型 3 条は、振込依頼が店頭において振込依頼書により行われる場合と ATM により行われる場合とを分けたうえ、前者については「当行が振込依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立する」と規定し、後者については「当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等を受領を確認したときに成立する」と規定する（預金口座から振込資金を引き落とす場合については振込規定ひな型 13 条参照）。また、インターネット・バンキングを利用した振込取引について「パソコン等の端末機を使用した依頼にもとづく振込・振替取引に関する規定（試案）」3 条 4 項は、「振込・振替契約は、前項に規定する振込・振替資金を当行が指定口座から引落した時に成立する」と規定する。なお、振込と振替の相違については前掲注 17 および後掲注 44 参照。

27 森田 [2007] 205 頁参照。前掲注 23 で参照した岩原伸作・東京大学教授が挙げた 6 つの構成要素のうち、②「資金移動取引契約」および③「資金移動指図」に該当する。

28 森田 [2000] 156 頁、金融取引における信託の今日的意義に関する法律問題研究会 [1998] 38 頁参照。為替取引契約は、前掲注 23 で参照した岩原伸作・東京大学教授が挙げた 6 つの構成要素のうち、⑥の「為替契約に基づく、両銀行間の移動資金の決済」の一部をなす。為替取引契約の法律構成については、岩原 [2003] 68～69 頁、松本 [2007] 314～315、320～321 頁も参照。



運営機構が定める内国為替取扱規則等に基づいて振込その他の為替取引を行うとの包括的な為替取引契約が結ばれることになる<sup>29</sup>。

## ハ. 被仕向銀行・受取人間の預金契約

仕向銀行により送信された為替通知を受信した被仕向銀行は、当該為替通知に従い受取人の普通預金口座あるいは当座預金口座（両者をあわせて以下「流動性預金口座」という。）に入金記帳し、これにより受取人の預金債権が成立すると一般に解されている<sup>30</sup>。受取人の預金債権の成立を導く法的原因は、受取人と被仕向銀行との間の預金契約である<sup>31</sup>。この預金契約は、①流動性預金口座の開設によって当事者間に設定される「基本契約」と、②それを前提として、個別の振込によって預金債権を成立させるという「個別契約」との二層構造をなすものと分析的に捉えられる<sup>32</sup>。

まず、①の基本契約について、より具体的に述べれば、受取人の流動性預金口座への入金を内容とする為替通知を受信した場合に、その通知に基づいて、受取人の流動性預金口座に入金記帳を行い、預金債権を成立させるという義務を被仕向銀行が受取人に対して負うという包括的な委任契約と、預金債権として振込資金を預かるという一般的義務を負わせるという契約（消費寄託契約の予約または諾成的消費寄託契約）からなる複合的な契約関係と捉えられる。この基本契約は、これに基づく個別取引によって金銭消費寄託その他の役務の提供がなされることを保障する枠組みを設定するものであり、受取人の流動性預金口座の残高がゼロになった場合にも存続する期間の定めのない継続的契約といえる<sup>33</sup>。

次に、②の個別契約とは、被仕向銀行が、為替通知を受信する都度、受取人の流動性預金口座に入金記帳を行い、預金債権を成立させることで振込金を流動性預金口座に預かるという個別の消費寄託契約である。この個別の消費寄託契約は、被仕向銀行が受取人の流動性預金口座に入金記帳を行った時点で、その都度、既存の残高に振込金を加えた金額について成立すると捉えられる<sup>34</sup>。

29 全銀システムの運営に関する事項等については、内国為替運営規約を参照（全銀協のホームページ〈<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/system/index/naitame-kiyaku.pdf>〉に掲載）。

30 森田 [1997] 33 頁参照。その他の見解については後掲注 140 参照。

31 例えば、全銀協が定める普通預金規定（ひな型）3 条 1 項では「この預金口座には、為替による振込金を受け入れます」と規定されている。

32 森田 [2000] 170～171 頁参照。前掲注 23 で参照した岩原紳作・東京大学教授が挙げた 6 つの構成要素のうち、④の「入金承諾契約」に該当する。

33 森田 [2000] 170～171 頁、中田 [2005] 17 頁参照。また、継続的取引および枠契約の概念整理および詳細な検討については中田 [2000] 1～95 頁参照。

34 ここで、消費寄託契約が要件とする要物性は、入金記帳によって満たされると解されている。森田 [2000] 171 頁参照。

## (4) 銀行間決済の概要

### イ. 銀行間決済の一般的特徴

銀行間で行われる大口の資金決済については、以下のような特徴点を挙げることができる<sup>35</sup>。

- ① 決済の金額が大きいこと (large-value payment)<sup>36</sup>。例えば、わが国における1件当たり決済金額で比較した場合、日銀ネットでは約35億円であるのに対し、全銀システム<sup>37</sup>では約196万円となっている<sup>38</sup>。
- ② 資金決済が、短期金融市場取引、外国為替取引、証券取引などの金融市場における重要な活動に関係していること。
- ③ 資金決済が速やかに行われる必要があり、時限性が高いこと。銀行間の資金決済では、さまざまな原因関係を背景とする資金の決済がまとめて1本の支払に集約されていたり、入金される資金を引当とした出金が予定されているなどして(例えば、銀行が顧客から提供された資金や他の銀行からの入金を直ちに短期金融市場に放出して運用するといったことが行われている)、資金決済が連鎖している。
- ④ 決済に使用される預金口座残高が頻繁に変動すること。

### ロ. システミック・リスクと中央銀行預金の利用

銀行間の資金決済を行うシステムは、通常、「システミックな影響の大きい資金決済システム (Systemically Important Payment Systems)」に該当すると考えられており、こうしたシステム内のどこかで決済が中断されると、それが連鎖的に波及するリスク(これを「システミック・リスク」という)<sup>39</sup>が大きいと、実効性のあるリスク管理策を講じておく必要がある。

実効性のあるリスク管理策の1つとして、中央銀行預金の利用が推奨されている。すなわち、主要国の中央銀行により構成される Committee on Payment and Settlement Systems (CPSS)<sup>40</sup>が策定した「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」においても、システミックな影響の大きい資金

35 例えば、CPSS [2005] p. 5 も参照。

36 顧客・銀行間決済に関しても、顧客や取引の性格に応じ、大口の資金決済に分類されるものも一定程度は存在する。

37 前掲注 11 および上記 2. (3)ロ. 参照。また、全銀システムを通じた内国為替取引にかかる銀行間決済については、下記 2. (5) 参照。

38 なお、1営業日平均の取扱件数についてみると、日本銀行当座勘定決済では約3.5万件であるのに対し、全銀システムでは559万件にのぼる。計数の出典については前掲注 12 参照。

39 システミック・リスクとは、参加者の決済不履行や決済システムの disruption が、当該システムの他の参加者やその他の金融機関の債務不履行を招くリスクを指す。こうした債務不履行は、広範な流動性・信用上の問題を引き起こし、決済システムや金融市場の安定性を脅かす可能性がある。CPSS [2001] p. 5.

40 CPSS とは、G10 諸国等の中央銀行等が決済の仕組み・動向等を調査・分析し、関連する政策課題を検討する委員会である。詳しくは、CPSS の事務局が置かれている国際決済銀行のホームページ (<http://www.bis.org/cpss/index.htm>) 参照。

決済システムにおいては、「決済に利用される資産は、中央銀行に対する資産であることが望ましい。他の資産が利用される場合、その資産は信用リスクと流動性リスクがほとんどないか、または全くないものであるべきである」とされている<sup>41</sup>。

さらに、CPSS [2003] では、中央銀行マネー（預金）と商業銀行マネー（預金）はいずれも決済資産として利用することができるが、実際にはほとんどの大口資金決済システムにおいて決済機関は中央銀行であり、それらのシステムの直接参加者は決済資産として中央銀行預金を利用していることを指摘したうえで、中央銀行が決済機関となることを支持しうる論拠として次の5点を挙げている<sup>42</sup>。

- ① リスク：リスクのない決済資産の利用は、システムック・リスクの削減に役立つこと。
- ② サービスの継続性：破綻の可能性がない決済機関を利用することにより、サービスが中断するリスクを縮減できること。
- ③ 流動性：国内通貨において無限の流動性を提供できる能力は、資金決済システムの円滑な運行にとって重要となりうること。
- ④ 競争中立性：資金決済システムの参加者が競争相手の決済サービスに依存しなくてよいこと。
- ⑤ 効率性：さまざまな種類の取引の決済を同一の決済機関で行うことによって、参加者は例えば流動性の利用などを節約しうること。

## (5) 日本銀行当座勘定を通じた銀行間決済

日本銀行当座勘定決済が行われる日銀ネットは、銀行間の資金決済システムであるとともに、わが国における「システムックな影響の大きい資金決済システム」であると考えられる。中央銀行が運営する資金決済システムにおける参加者間の資金決済は、各参加者の中央銀行預金を通じて行われる。わが国では、多くの金融機関が日本銀行に当座勘定を開設し（日本銀行に当座勘定を開設した金融機関を以下「取引先金融機関」という。）<sup>43</sup>、日本銀行が資金を支払う取引先金融機関の依頼を受けて、一定の金額を当該取引先金融機関の当座勘定から引き落とすとともに、資金を受け取る取引先金融機関の当座勘定に入金すること（以下「振替」という。）により資金決済が行われている<sup>44</sup>。日本銀行当座勘定取引を開始するに当たり、日本銀行

41 CPSS [2001] p. 34.

42 CPSS [2003] p. 22.

43 平成20年度末において日本銀行に当座勘定を開設している金融機関等は565先。

44 顧客・銀行間決済における振込と振替の相違を端的に述べれば、振込は資金決済に向けた取引の起動を行う主体が資金を「支払う側」である一方、振替は取引の起動を行う主体が資金を「受取る側」であるという相違がある。これに対して、銀行間決済における日本銀行当座勘定取引としての「振替」は、資金を「支払う側」の取引先金融機関が振替依頼によって取引を起動し、これを受けて日本銀行は一定の金額を当該取引先金融機関の当座勘定から引き落とすといううえで、他の取引先金融機関の当座勘定に入金することから、取引を起動する主体に着目すれば、顧客・銀行間決済における振込に近いといえる。

は、当座勘定における取引に関する基本的な事項を定める「当座勘定規定」に基づき当座勘定取引契約を取引先金融機関との間で締結するほか、日銀ネットを利用して当座勘定取引を行う場合には、別途オンライン取引にかかる約定を締結している。

当座勘定は、銀行間決済が行われる日本銀行においてのみ利用されるものではなく、顧客・銀行間決済が行われる銀行においても利用されている。すなわち、顧客・銀行間決済において、銀行の顧客たる個人や法人企業が小切手、為替手形、約束手形といった証券類や各種の手数料・公共料金等の支払事務を銀行に委託するために当該銀行に当座勘定を開設すると、銀行では、顧客から当座預金として支払資金を受け入れるとともに、顧客が振り出した小切手等が呈示されれば、それらに対する支払を行うこととなる。このような当座勘定取引の法的性格は、証券類等の支払に関する事務処理の委託（委任契約）と顧客の銀行に対する支払資金の預託（いわゆる預金契約）が複合したものと考えられている<sup>45</sup>。

日本銀行当座勘定取引において、取引先金融機関は、日本銀行に対して振替を依頼することができるほか、日本銀行を支払人とする小切手の振出により当座勘定からの支払を委託することができる。このように、一般の当座勘定取引とは、支払委託の形態に違いはあるが、当座預金として受け入れた金員を支払資金として、ある取引先が別の取引先に対する支払を委託している点は共通している。こうしたことから、日本銀行の当座勘定取引も、委託契約と預金契約が複合したものとしての性格を持つものと考えられる。

## (6) 顧客・銀行間決済と銀行間決済との相違—分析の視点—

資金決済のプロセスは、振込依頼人、仕向銀行、被仕向銀行、受取人という4者の関係により構成される顧客・銀行間決済と、中央銀行、仕向銀行、被仕向銀行という3者の関係から構成される銀行間決済に分けられる（上記2.(2)参照）<sup>46</sup>。

顧客・銀行間決済と銀行間決済のいずれにおいても、経済活動の基盤として重要な

45 鈴木・中馬・菅原・前田 [1979] 102~107 頁〔前田庸〕、前田 (庸) [1984] 116~117 頁、田辺 [1983] 155~156 頁参照。

46 階層構造が導入された日本の証券決済法制における権利移転の流れは、資金決済（振込）におけるそれとは異なる。すなわち、譲渡人たる A から譲受人 B に証券を移転する典型的な場面を想定した場合、まず A が取引の起点として振替の申請をすると、それに基づき口座管理機関 X における A の振替口座簿に減額記帳がなされる。次に、X が A からの申請内容を上位機関たる振替機関に通知すると、振替機関は、その口座管理簿において X の顧客口座の減額記帳にあわせて B の口座管理機関たる Y の顧客口座の増額記帳を行う。最後に、振替機関からの通知に基づき、口座管理機関 Y が B の振替口座簿に増額記帳を行い、その時点で、A から B に権利が移転するという効果が「社債、株式等の振替に関する法律」によって与えられている（同法 73 条等）。証券決済法制の整理として森田 [2006] 参照。

資金決済と証券決済とを比較する岩原 [2003] 79 頁では、「振込（資金決済）と証券決済の法律構成が対照的なのは、振込があくまで銀行に対する債権の得喪とされるのに対し、証券決済では証券というある特定物の物権の譲渡とされているためである」と説明されている。もっとも、他方で、同 81 頁は、米国の統一商事法典（Uniform Commercial Code、以下「UCC」という。）第 8 編において証券の特定性が否定されたことなどを踏まえれば、「資金決済と証券決済を債権関係と物権関係として峻別する考えから、相対化していく動きに留意する必要がある」とする。

役割を果たす資金決済の円滑かつ安定的な実行を確保することが求められるが、両者において勘案すべき要請には異なる側面もある。顧客・銀行間決済においては、決済サービスの利用者が受ける便益とそれを負担する制度的・社会的な費用とを評価しつつ、顧客保護の要請（消費者保護の要請）をどこまで勘案するかが、また、銀行間決済においてはシステミック・リスクの回避・削減という要請をどこまで勘案するかがポイントとなりえる<sup>47</sup>。

### 3. 振込取引と預金の法的性格

以下では、振込取引と預金の法的性格について分析・検討を行う。

#### (1) 振込取引の法的性格

以下では、振込取引の法的性格について、個別の契約をベースに考えるアプローチと振込取引という決済サービスを提供する仕向銀行・被仕向銀行をネットワークとして捉えるアプローチの双方から検討する。また、前者のアプローチについては、振込取引を構成する振込依頼人と仕向銀行との振込依頼契約を委任契約と捉える場合と請負契約と捉える場合との比較・検討を行う。

#### イ. 個別の契約解釈をベースに考えるアプローチ

振込取引の法律構成を、契約関係をベースに考えた場合、振込依頼人・仕向銀行、仕向銀行・被仕向銀行および被仕向銀行・受取人の間でそれぞれ締結される契約を単位とするセグメントに分けることができ、振込依頼人の仕向銀行に対する振込依頼の内容が、仕向銀行から被仕向銀行に対する為替通知として転送されると捉えることができる。振込取引を契約単位で考えるのであれば、振込取引を構成する個々の契約の法的有効性については、あくまで別個の法律行為として個別に考えること、具体的には、振込依頼が無効となる場合であっても、仕向銀行が自己の名義で行う為替通知は、その法的有効性について何ら影響を受けないと考えることが妥当である。

もっとも、これに対して、振込依頼と為替通知とは、経済的には資金の移動という目的のために行われるある1つのオペレーションとしての振込取引を完結させるために連鎖しているため、このような実態を捉えて、それらの法的有効性についても連鎖すること、例えば、振込依頼人の振込依頼が意思表示の瑕疵によって無効となる場合に、これに伴い仕向銀行の為替通知まで無効になることを認める見解がある。この見解は、振込依頼契約が無効となれば、その履行行為たる仕向銀行から被

<sup>47</sup> 下部3者の間の関係（仕向銀行、中央銀行、被仕向銀行の関係）は、商業銀行の同一店舗内振替の関係（顧客、商業銀行、顧客の関係）と図としては同一であるが、前者は金融機関によるいわば「プロ・プロの取引」であり、後者の取引と比べ、取引主体の属性に基本的な相違がある。

仕向銀行への為替通知の送信という委任事務処理も無効となり、それに基づく被仕向銀行から受取人への委任事務処理たる被仕向銀行と預金者の間の預金（消費寄託）契約の成立についても認められないと主張する<sup>48</sup>。

しかしながら、こうした見解は、解釈論としての妥当性を欠き、かつ実務との整合性の観点からも採用し難いと考えられる<sup>49</sup>。なぜならば、仕向銀行が行う為替通知は被仕向銀行との関係ではあくまでも仕向銀行が自己の名義で行う行為であり、振込依頼契約が振込依頼にかかる意思表示の錯誤を理由に無効になったとしても、それとは別個独立の行為として仕向銀行が行う為替通知の有効性を否定する理由にはなりえないからである<sup>50</sup>。また、実務においても、仕向銀行は振込依頼書に記載された（または、ATMに入力された）内容を振込依頼の内容として為替通知の送信等の事務処理を行っており<sup>51</sup>、振込依頼人の意思表示に瑕疵があったとしても、仕向銀行の行った為替通知それ自体の有効性は損なわれないこととされている。

したがって、契約単位で法的有効性を判断するという理解および現行実務を前提とすれば、振込依頼人の振込依頼が錯誤により無効であるとした場合でも、仕向銀行から被仕向銀行に対して行われる為替通知それ自体は、有効に存続すると考えるほかないであろう<sup>52</sup>。また、振込依頼と為替通知とは、経済的には一体的なものではあるが、それぞれ別個の主体による別個の法律行為（または事実行為）と捉える方が、振込取引を構成する個々の契約の有効性に影響を受けることなく振込取引を完結できることとなるため、振込取引の法的安定性に資するともいえよう。

## ロ．振込依頼契約の法的性格（委任契約か請負契約か）

現行実務における基本的な取引の流れを踏まえつつ、個別の契約解釈をベースに考えるアプローチをとるとしても、振込依頼契約の内容として仕向銀行が具体的にどのような契約上の義務を負うのかについては必ずしも自明ではなく、振込依頼契約の解釈に関する議論が重ねられている<sup>53</sup>。現行実務では、振込依頼契約は委任契約と解釈されているが<sup>54</sup>、これを請負契約と捉える議論もある。以下では、主に仕向銀行の責任の観点から、両者を比較・検討することとする。

48 例えば、前田（達明）[1997] 192～200 頁、同 [2005] 195～196 頁参照。

49 こうした解釈には、振込依頼契約の有効性が受取人の預金債権が成立するための要件となっているという考え方をとる必要がある点に問題がある。例えば、二重譲渡における売買契約の有効性について、一方の売買契約による所有権の移転が対抗要件を備えることで確定的なものになったとしても、その結果として他方の売買契約自体の有効性が否定されるわけではないと一般的に理解されていることから、こうした解釈論が越えるべきハードルは高いといえよう。森田 [2000] 129 頁参照。

50 森田 [2000] 129 頁、岩原 [2003] 325 頁および注 118 で掲げられている文献参照。

51 全銀協が定める振込規定ひな型 2、4 条。

52 森田 [2000] 179 頁参照。

53 振込依頼人と仕向銀行との間の振込依頼契約の内容については、仕向銀行が振込依頼人に対して負う義務の内容が学説において検討される中で、独立契約説、履行補助者説、復委任説、損害担保契約説および請負契約説といった多様な見解が提唱されている。ここで挙げる学説の詳解として、岩原 [2003] 67～72、410～414 頁、山本 [2000] 205～210 頁、今井 [1996] 195～210 頁、同 [2001b] 97～128 頁参照。

54 上記 2. (3)イ、参照。

## (イ) 振込依頼契約を委任契約と捉える場合

振込依頼契約を、為替通知の送信（および振込資金の提供）等を債務の内容とする委任契約と捉える場合、例えば、被仕向銀行の故意・過失によって振込が完了しなかったことに伴い振込依頼人に損害が生じたときの仕向銀行の債務不履行責任については、被仕向銀行における入金記帳が仕向銀行の委任契約上の債務の内容ではないことを理由に否定的に捉えるのが一般的な見方である。

しかしながら、委任契約説を前提としつつも、かかる場合に仕向銀行の責任を肯定し、結果的に仕向銀行の責任範囲を請負契約と同様に捉えられるとする見解もある。具体的には、被仕向銀行の支配下で行われる入金記帳に何ら関与できない仕向銀行は、入金記帳による振込の完了までを請け負うことはできないとしても、決済サービスを提供する全国銀行内国為替制度が国民経済上、重要な機能を果たしていることを根拠に、同制度における振込取引については、被仕向銀行における入金記帳までを委任契約上の債務とは別の付加的な保障として仕向銀行が提供すると捉える見解がある<sup>55</sup>。この見解は、被仕向銀行の故意または過失によって振込依頼人に損害が生じた場合には、仕向銀行はそれを担保する義務を負い、以下の振込依頼契約を請負契約と捉える場合と同様に振込の完了について仕向銀行の責任を認めることとなる<sup>56</sup>。

## (ロ) 振込依頼契約を請負契約と捉える場合

振込依頼契約を、受取人の預金口座への入金記帳による振込の完了を債務の内容とする請負契約と捉える場合、不可抗力を除けば、被仕向銀行に故意・過失があった場合に限らずどのような事情のもとでも、現実を受取人の預金口座への入金がなされなければ、仕向銀行が振込依頼人に対して責任を負うことになり、振込依頼人と仕向銀行との合意による振込依頼契約そのものの帰結として振込依頼人の保護が図られることになる。

しかしながら、振込委託契約を請負契約と捉えたとしても、当事者間の合意による契約内容の変更の可能性を完全には排除できないため、被仕向銀行における事務の過誤によって振込が完了しない場合等に仕向銀行が振込依頼人に対して責任を負わないとする約款<sup>57</sup>の有効性までも否定することは容易ではない。この点を問題視し、振込サービスの公共性や顧客保護の要請等の観点から、仕向銀行が振込依頼人に対して債務不履行の責任を負わないという約款の効力を制限的に捉えるべきとの

55 川村 [1990] 35 頁参照。

56 山本 [2000] 226 頁は、この見解について、振込依頼契約によって仕向銀行が受取人の預金口座への入金記帳までを行うという債務（入金債務）は負わないものの、損害担保契約に基づいて入金記帳について責任を負うと考えていると整理したうえで、この見解が「仕向銀行に入金債務を認めるかどうかということ、責任を認めるかどうかということが同じ問題ではないことを示している」と指摘する。

57 仕向銀行の免責事由について、全銀協が定める振込規定ひな型 11 条には、「当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき」は、「振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません」と規定されている。

指摘がある<sup>58</sup>。

また、同様の観点から、より直接的に、振込依頼契約を請負契約と解する場合と同様の結論を導きうるような政策的配慮の必要性が指摘されている<sup>59</sup>。

#### (ハ) 比較・検討

振込依頼契約を委任契約と捉える見解とこれを請負契約と捉える見解との間には、法政策上のアプローチの相違が見受けられるように思われる。すなわち、委任契約と捉える見解は、広範囲に適用されるインフラとしての私法上の法律構成としては責任範囲が小さくシンプルなものを採用しておき、個別の論点や事情（例えば、どのような場合にどの程度振込依頼人の保護を図る必要があるか）に応じ補充的・政策的な責任の上乗せを図るというアプローチをとるものと評価しうる。他方、請負契約と捉える見解は、政策的な利益考量を私法上の法律構成に直接反映し、広範囲かつ一律に責任の上乗せをするアプローチをとるものといえよう。

しかし、仕向銀行の責任範囲という問題に焦点を当てるのであれば、委任契約と捉えつつも、顧客保護の要請を根拠に委任契約上の債務とは別の付加的な契約上の保障責任を仕向銀行に認めることで、両者は結論的に大差がなくなると考えられる。そうだとすれば、委任契約説に立ったうえで仕向銀行に付加的に特殊な契約上の保障責任を課するという考え方に依拠したとしても、請負契約説が意図する顧客保護は図られるともいえる<sup>60</sup>。このような考え方は、仕向銀行においては被仕向銀行への為替通知の送信を越えて、被仕向銀行における受取人の預金口座への入金記帳までは関与しえないという現行実務に則しており、それと同時に、振込依頼契約の内容として振込の完了が保障されているという振込依頼人の通常の期待にも適う考え方といえる<sup>61</sup>。さらに、近年の振込取引や契約法理に関する議論において、委任契約

58 岩原 [2003] 423 頁は「いかに意思解釈を行っても、(中略) 銀行の約款で債務や責任の限定が行われればそれで覆されるという問題が起こる。(中略) この問題を検討するに当たっては、むしろ政策的な配慮が重要であって、それが契約の解釈にも反映されるべきであるし、約款の効力も政策的判断に従い制限的に認められなければならない」と指摘する。

59 岩原 [2003] 426 頁は、契約解釈の重要性を認めつつも、他方で、銀行にはさまざまな業法上の規制が課せられるとともに、他方で参入規制等の形で保護が図られているのも、主に銀行が果たす為替取引等による決済機能を守るためであり、振込サービスの公共性や経済・社会のインフラストラクチャーとしての意義から、振込依頼契約の解釈は単に契約自由には任されるものではないと指摘する。また、山本 [2000] 231～232 頁は、振込依頼契約の内容の確定は、「振込システムという制度をどのように構成するかという—個人の意図や期待を超えた—公共的な問題に属する」とする。

60 潮見 [2000] 227 頁は、「送金債務につき議論されているように」として、明示的に振込については触れていないものの、被仕向銀行のような第三者の「独立の地位に基づく事務処理を信頼して関連する権利・利益への管理を付託したという点に鑑み、自らの注意を欠いた行為についてのみの責任負担にとどまらず、およそ一定の利益状態が生じることあるいは生じないことについての保証約束ないし損害担保約束を含んだ債務が当事者間で設定されたと判断する可能性を否定できない」として、損害担保契約説に親和的な見解を示す。損害担保契約説については、前掲注 56 参照。

61 岩原 [2003] 419 頁は、振込依頼契約の解釈として当事者の意思の探究を行う中で「振込依頼人としては、仕向銀行以外にかなる当事者が振込取引に関与しているかは関知しないところであり、振込取引のネットワークの窓口となっている仕向銀行が、振込の完了まで引き受けてくれたものと考えることが、通常の期待だからである」とする。



または請負契約という典型契約を前提とした類別化が重要なのではなく、振込依頼契約それ自体の債務の内容を確定することが重要とされることも整合的に捉えられる<sup>62</sup>。

なお、上記のように契約上の付加的な保障責任を認めることに関しては、振込取引のみならず、顧客に対する役務提供などさまざまな分野でも議論されている<sup>63</sup>。例えば、主催旅行（いわゆるパック旅行）<sup>64</sup>における旅行者は、旅行者との間で自ら運送契約や宿泊契約を締結したり、それを航空会社等の運送人やホテル経営者を履行補助者として役務給付の債務を履行したりするわけではない。しかしながら、旅行者が航空会社やホテル等の役務提供者の責任を直接に追及することが困難であるのに対して<sup>65</sup>、旅行者は役務提供者を選択・監督することが可能な立場にあり、また、付保によって主催旅行のリスクを広く旅行者に転嫁することが可能な地位にあることから、主催旅行の過程で旅行者に損害が生じた場合、旅行者に役務提供者の不履行について契約上の特殊な保障責任を負わせるとすることは現実的に合理的な制度設計といえる。こうした議論は振込取引の問題を分析・検討するうえで参考となると思われる<sup>66</sup>。

## ハ. ネットワークとして捉えるアプローチ

現行実務を踏まえつつ、振込取引の法律構成を個別の契約解釈をベースに分析・検討することは有用ではあるが、誤振込等の個別の問題について最高裁判決<sup>67</sup>が示

62 請負と委任という典型契約の区別は相対的なものであって、具体的な問題において当事者間の権利・義務をどのようなものとして認定するのが妥当かということに帰着するのであって、請負・委任という典型契約やそのための諸規定はそのための1つの手掛かりとなるだけであるといっておく、「契約内容を解釈することが重要であって、請負か委任かということは、その解釈結果の概念上の表現（レッテル）に過ぎないと言えるかもしれない」との指摘がある。岩原 [2003] 75 頁注 181 参照。

また、山本 [2000] 231 頁は、振込依頼契約の内容と被仕向銀行に起因する振込の遅延・過誤についての仕向銀行の責任との関係を論じる中で、「振込委託契約という契約類型を構成する要素は何か。振込委託契約という契約類型を選択することは、どのような債務あるいは責任を負うことを意味するのか。そうした契約類型そのものの内容という法的なスキームの確定が、ここで問題となっている。その意味で、これは、近時、再評価の動きが進んでいる典型契約論に通じる問題だということができる」とする。

63 「他人の行為に対する特殊な保障責任」について考察する森田 [2002] 170 頁は、このような考察は、「銀行振込取引における被仕向銀行のミスについての仕向銀行の責任や、鉄道路線の相互乗入れによる旅客通し運送における相次運送人の契約責任など、複数の契約が連鎖してひとつの『契約グループ』を構成することによって顧客に対して役務提供をするような様々な分野についても、試みることができよう。ときに『ネットワーク責任』ないし『窓口責任』と呼ばれるものは、ここに分類されよう」と説明する。

64 主催旅行とは、旅行者が目的地・日程・料金等の内容を予め決定し、これに参加する旅行者を募集して実施するものをいう。

65 森田 [2002] 136 頁は、「とくに海外の主催旅行の場合には、国外に居る役務提供者の責任を追及することは実際上ほとんど困難であるから、旅行者の責任を認めるべき要請が強い」と指摘する。

66 森田 [2002] 169～170 頁参照。

67 最判平成 8 年 4 月 26 日民集 50 巻 5 号 1267 頁。本件は、振込依頼人が、誤振込を行った後、当該誤振込にかかる預金債権が受取人の債権者によって差し押さえられたため、振込依頼人が第三者異義の訴えを提起した事案である。本件について最高裁は、「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右振込金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当」と述べて受取人の預金債権の成立を肯定し、第三者異義の訴えを退けた。

す結論や法律構成については、それらの妥当性について疑問を呈する意見も示されている<sup>68</sup>。こうした意見を受けて、振込取引が、個別の契約の枠組みを越えて一体的に機能することに鑑み、契約上の権利・義務の内容が直接の契約の相手方たる銀行以外の銀行にも及ぶことを認める見解、いわば銀行をネットワークとして捉える見解がある<sup>69</sup>。銀行をネットワークとして捉えるアプローチの有効性を主張する立場からは、個別の契約の解釈に際しては、必要に応じ、仕向銀行と被仕向銀行とが一体となって振込依頼人に対して責任を負い、振込依頼人に対する窓口としての機能を仕向銀行が担うべきとする主張がなされている<sup>70</sup>。

この捉え方は、例えば、振込取引の関係当事者間の実質的な利益考量を基礎として契約上の権利・義務の内容に基づく法的効果が契約当事者以外にも及ぶこととすべきか<sup>71</sup>、あるいは、顧客・銀行間決済において UNCITRAL 国際振込モデル法<sup>72</sup>、米国の UCC 第 4A 編（大口資金決済に関するモデル州法）および EU の決済サービス指令<sup>73</sup>で採用されているマネーバック・ギャランティ（Money-Back Guarantee: 資金返還保証責任）のような顧客保護の仕組みを認めるべきかといった具体的かつ政策的な問題を検討する中で提唱されてきたものである<sup>74</sup>（下記 6. (1)イ. 参照）。

68 岩原 [2006] 43～44 頁、岩原・森下 [2005] 24 頁参照。

69 岩原 [2003] 72～78、419～441 頁参照。

70 岩原 [2003] 72～78、419～441 頁参照。

71 岩原 [2003] 77 頁は、「直接の契約関係にない者の間の法的関係は、民法 107 条 2 項の類推といった単なる法文からの解釈ではなく、実質的な利益考量から、振込取引のネットワークを円滑に機能させ、振込取引の関係者を保護するために必要な場合に認められるべきであろう」と主張する。

また、例えば、振込依頼人が振込依頼を撤回して、被仕向銀行が受取人に振込金を支払うことを差し止めるのに際して、仕向銀行に依頼して、仕向銀行から被仕向銀行へと順次、振込依頼人の意思表示を伝えていくのではなく、振込依頼人から被仕向銀行への直接の意思表示を認めることや、米国で認められているマネーバック・ギャランティを円滑に機能させるために倒産した銀行をスキップして振込金を返還することなどに関する検討の必要性が指摘されている。岩原 [2003] 75～77 頁参照。

これに対して、振込依頼人から被仕向銀行に対する請求のように、直接の契約関係を越えた請求について否定的な見解が示されている。すなわち、「ネットワークを構成する金融機関は、基本的に直接関係のある金融機関等についての情報しか有していないというネットワーク構造の本質を考えると、顧客による階層を飛び越した請求に対しては否定的であってよいと思われる。他方、そうした請求を認めるならば、ネットワークの窓口となっている金融機関等に情報提供等の協力義務を課す必要があろう」との指摘もある。森下 [2002] 225 頁。

72 UNCITRAL Model Law on International Credit Transfers. 同モデル法は、1992 年に、国連国際商取引委員会（UNCITRAL: United Nations Commission on International Trade Law）により制定された。

73 2007 年 11 月に成立した決済サービス指令（Directive 2007/64/EC of the European Parliament and of the Council of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC, OJ L 319, 5.12.2007, pp. 1–36.）は、EU におけるリテール分野の決済取引を規律しており、EU 加盟国は 2009 年 11 月 1 日までに同指令を国内実施することが求められている。同指令が採用するマネーバック・ギャランティの詳細については、吉村・白神 [2009] 158～160 頁参照。

74 岩原 [2003] 72～78、419～441 頁参照。

## (2) 預金の法的性格

振込取引において、受取人の預金債権は、受取人と被仕向銀行の間の預金契約により成立する。預金契約の性格について従来は、消費寄託契約（民法 666 条）と捉えるのが多数説であった<sup>75</sup>。しかしながら、近年、流動性預金における預金債権の法的な性格については、金銭消費寄託契約の特則として、入金または引落の都度、個々の入金または引落の独立性は失われ、1 個の残高債権のみが存在するとの見解が有力である<sup>76</sup>。以下では、預金契約、預金債権および預金口座の区別ならびに預金債権の性格について整理する。

### イ. 預金契約、預金債権および預金口座の区別

従来多数説であった預金契約を消費寄託契約と捉える見解は、預金者の認定に関する最初の最高裁判決<sup>77</sup>が無記名定期預金にかかる事案であったこともあって、定期預金を念頭に置きつつ形成されてきたものとみられる。しかしながら、こうした捉え方は、預入れの時点で金額が確定している定期預金については整合的に説明できるが、預金残高が入金・引落のたびに変動する流動性預金については実態にそぐわない面もある。

そこで、近年は、流動性預金が果たす決済機能の重要性に加えて、同契約が、締結時に資金の寄託がなくても成立しうることを、および預金口座残高がゼロになっても当然に契約が終了するものではないことを理由に、預金契約の性格を、これに基づく個別取引によって振込金の受入れ等の役務の提供や金銭消費寄託がなされることを保証する「枠組み」を設定する期間の定めのない継続的契約と捉える見解が有力である<sup>78</sup>。このように預金契約と、預金契約を前提とする個別取引によって発生

75 我妻 [1962] 729 頁、前田（庸）[1984] 115～116 頁、渋谷 [1983] 2 頁、田辺 [1983] 158 頁参照。

76 普通預金について、「預入された金額は常に既存の残高と合計された一個の債権として取り扱われる」との説明がされている（我妻 [1962] 742 頁）。当座預金については、前田（庸）[1962b] 435 頁参照。流動性預金という括りで、同様の指摘を行うものとして、森田 [2000] 137、143 頁参照。なお、民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」（前掲注 4 参照）では、流動性預金口座において預入または振込がなされた場合には、当該口座への入金記帳によって既存の残高債権の額と合計された 1 個の預金債権が成立するとの規定を設けることが提案されている。民法（債権法）改正検討委員会 [2009] 385～386 頁参照。

77 最判昭和 48 年 3 月 27 日民集 27 卷 2 号 376 頁。預金者の認定が問題となった本件では、形式的に預金契約の定義人を預金者と認定するのではなく、自らの出捐により、自己の預金とする意思で、銀行に対して本人自らまたは使者・代理人を通じて預金契約をした者が預金者として認定されている。従来の学説・判例の整理・分類については、前田（庸）[1979] 22～26 頁参照。

78 この見解は、普通預金契約から直ちに預金債権の増減が生じるわけではなく、それは同契約に基づく個別の取引の結果として生じることからすれば、「普通預金契約」はそのための枠組みを設定する「枠契約」として説明する。また、「普通預金債権」は、普通預金契約に基づく個別取引により発生する預金者の銀行に対する金銭債権であり、入金の都度、既存の残高と合計された 1 個の債権となる。中田 [2005] 17 頁参照。

なお、従来の消費寄託説に対しては、「現在では、普通預金契約を消費寄託と言うだけではもはや十分ではなく、金銭消費寄託を中心とする役務の提供も目的とする契約と解するのが適当」との指摘がなされている。中田 [2005] 17 頁。これに関連して、最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 卷 1 号 228 頁も、預金契

する預金債権とを区別して理解することは預金取引の実態に即しており、有意義であると考えられる。

また、預金契約に基づいて開設される預金口座については、比喩的に「枠」であるとか「箱」であるといった説明がなされることもあるが、これらの説明はその法的性格を必ずしも明らかにしているわけではない。また、法律的な説明として、預金口座を預金契約や預金債権と区別し、これを預金契約上の地位と捉える見解がみられるが<sup>79</sup>、預金口座という概念を法的にどのように捉えうるかということについては、現状において必ずしも共通の理解が形成されているわけではない<sup>80</sup>。

以上のように、民法上の消費寄託という概念は、残高の変動しない定期預金などについての説明には適しているが、預金債権の中身が変動していくようなタイプの流動性預金についての説明には必ずしも適しているわけではなく、さらに預金契約、預金債権および預金口座を区別する必要があるとすれば、民法が用意する消費寄託にかかる規定だけでは十分に対応できないのではないかという疑問も生じうる。

民法は私法の基本法であり、現代社会においてさまざまな主体がさまざまな取引を創造的に行っていくうえでの基本概念を民法が提供する必要があるとすれば、民法が定めている消費寄託の規定だけでは預金取引についての基本概念を提供しているとは必ずしもいえない<sup>81</sup>。

## ロ. 流動性預金における預金債権の性質

流動性預金における預金債権の法的性質については、段階的交互計算に関する議論<sup>82</sup>をベースに分析すべきであると考えられる<sup>83</sup>。すなわち、流動性預金の口座にお

---

約は「消費寄託の性質を有する」のみならず、「振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（中略）の性質を有するものも多く含まれている」と示し、預金契約が委任契約の性格をも具備することを認めている。

79 中田 [2006] 25 頁、内田 [2005] 491 頁参照。

80 森田 [2008a] 1 頁は、近時、預金口座という「箱」の「中身」である預金債権ではなく、口座そのものを担保化することを説く見解を紹介したうえで、預金債権と切り離して「口座」のみを担保化することを批判的に捉えるが、こうした議論からも預金口座という概念について未だ共通の理解が形成されていないことが見て取れる。さらに、同頁では、「流動性預金『口座』契約という基本概念を民法典の中に定めてその明確化を図ることは、債権法改正において検討されるべき課題といえよう」とされている。

81 なお、民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」では（前掲注 4 参照）、預金に関する規定を民法に設けることが提案されている。かかる提案内容については、前掲注 76 ならびに後掲注 138 および注 159 参照。民法（債権法）改正検討委員会編 [2009] 385～386 頁参照。

82 前田（庸） [1962a] 630 頁は、「当事者間の取引関係から生ずる相互の債権債務を、その発生の度毎に決済して残高債権におきかえるということを合意の内容と解するもの」を段階交互計算理論とする。そのうえで同 [1962b] 435 頁は、段階交互計算理論に基づき、当座預金の法律関係を次のように説明する。「すなわち、当座預金契約の存続中、入金がなされ、あるいは小切手の支払がなされるごとにその額を増減し、債務原因の更新する一つの残高債権が常に存在し、入金あるいは小切手の支払によって生ずる個々の債権はこの残高債権におきかえられてその存在を失ってしまう」。

83 森田 [2000] 143～144 頁は、「決済性預金においては、個々の預入金ごとに預金債権が成立しているわけではなく、ある時点までのすべての個別の入金と支払とを差引計算した残高（バランス）として、その時点における『暫定的な一個の債権残高』が存在している」としたうえで、このような決済性預金の性質は、段階的交互計算と更改に準じた「更改的效果」ないし「弁済に相当する効果」という概念によって説明できるとする。もっとも、森田 [2008a] 1 頁は、「当座勘定取引契約を『段階交互計算』によって説明するの

いては、個々の入金や支払によって、債権が発生したり消滅したりする。それぞれが個々の発生原因に基づく個別の債権ではあるが、それらを一纏めの残高債権に置き換えるという合意が、預金契約の意味であるとも考えられる。例えば、ある流動性預金口座にまず、100万円振り込まれ、さらに100万円振り込まれたとする。この場合、100万円の債権が2つあるわけではなく、当該預金口座の残高を1個のものとするというある種の合意、つまり、債権の更改的效果を持たせるという合意が、法的にみれば預金契約または預金口座といわれているものであると捉えうる。すなわち、個別の預金債権の成立原因は、預金口座の存する銀行による「入金記帳」という個別の行為によると解されているが、この入金記帳については、個々の入金にかかる金銭の返還義務をいったん消滅させるとともに、それに代わって、個々の預入金を組み込んだ新たな1個の残高債権を成立させるという意味において、商法に規定される交互計算およびその解釈としての段階的交互計算と捉えうる。また、入金記帳に更改的效果があると捉えて、預金契約を民法上の更改契約の一種として説明することもできる<sup>84</sup>。このように説明する場合、一般論としては、預金債権は個別の入金と支払とを差引計算した1個の残高債権として存在することとなり、入金記帳がなされたときに個々の預入金はその特定性を失うこととなる<sup>85</sup>。

もともと、誤振込等の個別の問題の解決に際しては、残高が変化する流動性預金においても個別の入金・引落ごとに可能な限りで預金の帰属を特定するべきとの指摘がなされている<sup>86,87</sup>。

また、銀行間決済に用いる日本銀行当座勘定における預金債権の法的性格を考えるに当たっては、日本銀行当座勘定における当座預金は極めて流動性が高く、それ

---

が一般的」としつつも、「[段階的交互計算]契約が商法の規定に含まれるかについては争いがあるが、既存の債権を消滅させ、それに代わって個別債権を組み入れた新たな原因をもつ1個の残高債権を成立させる合意であるから、民法上の更改契約の一種としてそれを位置づけることができる」と説明する。

84 森田 [2000] 144 頁、同 [2008a] 1 頁参照。

85 森田 [2007] 206 頁は、このことは、「現金通貨において、金銭価値としての高度の代替性により、たとえ通貨媒体としての有体物の特定がなしうるような場合であっても、特定性を観念しえないと解されているのと同様」であると分析する。また、預金の特定性について本多 [2001] 830 頁は「口座記帳型では多くの場合、増額記帳と引落記帳の差額としての残高のみ管理される。その典型が預金である。この場合には、複数の増額記帳がありその後引落記帳がされても、いずれの増加分が引落され、いずれの分が残高として残っているのか判別できない。特定性が失われることになる。その意味で、個性に着目しないで、観念的な数額で表される権利、換言すれば代替性のある (fungible な) 権利であるということが出来る」と指摘する。

86 誤振込等の個別の問題の解決に関し、岩原 [2007] 467 頁は、普通預金等の流動性預金において、個々の入金や支払ごとに誰に帰属する預金が移動したかを特定することは困難が伴うことはありうるが、だからといってすべてを一体として口座開設者(預金契約者)の預金として扱わなければならないというのは、適当ではないと指摘する。そのうえで、「残高が変化する流動性預金においても、可能な限りでは預金の帰属を特定して、妥当な結論を導く努力がなされるべきである」と主張する。また、中田 [2009] 18 頁は、「普通預金の残高債権の法的構造(中略)および普通預金口座の持つ決済機能の確保を前提としつつ、原因関係を欠く振込によって成立した預金部分について振込依頼人の優先的権利を認める方向をなお追求したい」とする。

87 なお、仮に当事者間で当座預金を先入れ・先出しとする特約を付した場合、預金口座に残存する残高は最後の入金によるものであるといえるのか、またそのことを第三者に対しても主張しうるのかという論点もありうる。

を通じて大口の資金決済が行われるという実態に留意する必要がある。つまり、仮に個々の入金または引落ごとに、それに応じた個別の預金債権が成立または消滅すると思った場合、入金後すぐに引落がなされたり、複数の支払の決済尻が決済されたりする日本銀行当座勘定においては、頻繁に変動する預金口座残高の中で個別の成立または消滅原因に紐付けられた個別の預金債権を特定することは困難であるといえる。こうした実態等（上記2. (4)参照）を踏まえると、銀行間決済に用いられる流動性預金についても、入金または引落の都度1個の残高債権に更新されるという考え方が適当であると考えられる<sup>88</sup>。

## 4. 支払指図の瑕疵に関する問題

以下では、顧客・銀行間決済と銀行間決済における支払指図の瑕疵に関する問題、すなわち支払指図の意思表示に何らかの瑕疵がある場合（意思表示の瑕疵<sup>89</sup>の場合）や無権限者によって振込依頼または振替依頼が行われた場合に関する問題を取り上げる。

### (1) 顧客・銀行間決済における問題

顧客・銀行間決済における振込依頼（支払指図）<sup>90</sup>の瑕疵に関する問題としては、従来から、①支払指図たる振込依頼に意思表示の瑕疵がある場合の取扱いや、②無権限者により振込依頼がなされた場合の取扱いについて議論が重ねられてきた。近年、振り込め詐欺<sup>91</sup>およびインターネット・バンキングを不正に利用した無権限者による振込といった問題も生じている。

88 なお、預金の帰属に関する相対的構成に基づく物権法的アプローチ（後掲注112参照）については、振込の終着点（例えば、意図した受取人と異なる誤った受取人の預金口座への入金）に着目し、その（預金に関する）権利の帰属を議論しているものと解釈することもできる。その場合には、個別の事例において物権法的アプローチを適用した結果として、振込金にかかる権利が振込依頼人に帰属することとなった場合においても、当初の振込取引に伴う銀行間決済（例えば、仕向銀行の中央銀行当座預金の減少と被仕向銀行の中央銀行当座預金の増加という過程）に関する原状回復までは必要ないと考えられる（下記5. (2)参照）。

89 講学上、「瑕疵ある意思表示」は、詐欺または強迫によってなされたものを、「意思表示の不存在（欠缺）」は、心裡留保、通謀虚偽表示または錯誤によってなされたものを指すが、本報告書では両者をあわせて「意思表示の瑕疵」と呼ぶ。

90 振込依頼と支払指図の区別については前掲注15参照。

91 振り込め詐欺については、被害の回復を目的とした「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」が2008年より施行されている。同法において、振り込め詐欺によって資金が振り込まれた預金口座について金融機関は取引停止等の措置をとったうえで口座名義人の預金債権を消滅させることおよび預金債権を消滅させた後で被害者からの被害回復分配金の支払申請に基づき口座の残高に対する被害額の割合等に応じて被害回復分配金を支払うことが規定された。

## イ. 振込における意思表示の瑕疵に関する問題

### (イ) 民法規定の適用および特約による修正

振込依頼人からの意思表示としての振込依頼に何らかの瑕疵がある場合に、①民法93～96条の適用が肯定されるのか<sup>92</sup>、②これらの民法の規定の内容を当事者間の契約上の合意としての特約で修正できるのかが問題となる<sup>93</sup>。

まず、上記①の問題については、これを肯定する見解と制限する見解とがあるが、振込における振込依頼も民法が規定する意思表示である以上、民法の規定の適用を肯定することが基本的には妥当であると考えられる<sup>94</sup>。

民法の規定の適用を制限する見解は、受取人口座への入金記帳後の無効または取消の主張を認めないとする<sup>95</sup>。その理由としては、定型かつ大量に処理される振込取引において仕向銀行は振込依頼の瑕疵に気付かないこと、および仕向銀行から振込依頼人への振込資金の返還を認めると受取人が無資力となるリスクを仕向銀行に負担させることとなるが、これは銀行の支払仲介機関たる性質からすれば妥当ではないことが挙げられている<sup>96</sup>。

他方、民法規定の適用を肯定する見解も、振込依頼人に帰責事由があることが多いことや仕向銀行における円滑な事務処理への配慮から仕向銀行の保護の必要性を指摘する<sup>97</sup>。

92 民法規定の適用を肯定するとしても、心裡留保、虚偽表示、詐欺については、民法の規定自体が善意（無過失）の相手方または第三者としての仕向銀行を保護しているため、民法規定の適用の有無を論じる意義は小さい。他方、振込依頼人が民法の規定により振込依頼の無効・取消を主張・対抗しうる錯誤・強迫については、民法規定の適用の有無が振込依頼人が保護を受けうるか否かに直接的にかかわるため、適用の有無を論じる意義が大きい。岩原〔2003〕236～237頁参照。

93 顧客・銀行間決済において、振込依頼を行った振込依頼人が制限行為能力者であった場合にも、振込依頼に対する行為能力に関する民法規定（4～21条）の適用の問題がある。この問題についても、行為能力規定の適用により振込依頼人の取消権を否定する見解と肯定する見解とに分かれている。取消権を否定する見解からは、原因関係の存在を前提に、無能力者がこの債務負担の原因契約を取り消して原状回復すべき相手方は自己の契約の相手方だけで十分である点、および振込取引は仕向および被仕向銀行がその目的や原因等に関知しえない抽象的性質を有する契約である点が理由として挙げられている。他方、取消権を肯定する見解からは、振込依頼も小切手における支払委託と同じく意思表示であって、行為能力に関する民法の規定の適用を否定することは困難である点が理由として挙げられている。後藤〔1986〕97～99頁、岩原〔2003〕204～205頁参照。

94 岩原〔2003〕242～243頁は、民法規定の適用が肯定されるとしても、約款の存在により、意思表示に関する不存在・瑕疵を理由に無効・取消を主張することができないことを指摘する。すなわち、全銀協が定める振込規定ひな型2条2項3号が「振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします」と規定することで、「振込依頼の意思表示に心理留保・虚偽表示・錯誤・詐欺・強迫等の瑕疵があっても、振込委託の効力に影響を与えないこと、少なくとも、それに従った仕向銀行が免責される」こととなり、意思表示に瑕疵がある場合においても振込依頼人としては約款が定める組戻しの手続によるほかはないこととなる。岩原〔1996a〕134頁も同旨。

95 後藤〔1986〕96頁では、錯誤と第三者による強迫の場合の双方について民法規定の適用が制限的に捉えられており、第三者による強迫について民法が詐欺の場合よりも強迫による表意者を厚く保護していることを考慮してもなお入金記帳後の取消を認めるべきではないとされている。

96 後藤〔1986〕97～99頁参照。

97 岩原〔2003〕235～246頁参照。同240、243頁では、仕向銀行を保護する前提として、振込依頼人が錯誤等に気付く機会が十分にあるようなシステムを提供する義務を仕向銀行は負うべきであるとしつつも、解

次に、上記②の問題については、そもそも民法規定の適用を肯定する見解は、錯誤等の意思表示の瑕疵に関する民法の規定は、当事者間の利害の公平な調整基準であって、いわば強行規定として、約款によってその主張を排除することができない、という議論があることに留意する必要があることを指摘しており、意思表示に関する民法規定を強行規定と捉えるのであれば、それを当事者間の合意によって修正することはできないとする<sup>98</sup>。

他方、意思表示に関する民法の総則規定を任意規定と捉えるのであれば<sup>99</sup>、顧客・銀行間決済についても、当事者間の合意により振込依頼の瑕疵について、民法規定の適用を修正することが可能となる<sup>100</sup>。民法の総則規定であっても、例えば錯誤については、当事者の事前の合意による修正が基本的には可能であると考えられるが、問題が生ずるとすれば、合意による修正の内容が合理的か否かという問題である。もっとも、強迫については、民法が詐欺と強迫を区別し、強迫における表意者の保護を厚くしていることなども踏まえる必要があり<sup>101</sup>、意思表示に関する総則規定の合意による修正の可否については、個別の規定ごとに慎重な検討が必要である。また、このような検討は、制限行為能力者の問題についてもあわせてなされる必要がある<sup>102</sup>。

この問題は、継続的な取引関係にある限られた参加者の間でデータメッセージ（法的に言えば意思表示）を送受信する場合に、意思表示に瑕疵がある場合等のリスク分配に関するルールを予め当事者間で定めておくことによって、意思表示のやりと

---

積論として手形法 40 条 3 項を類推適用して仕向銀行に対して振込依頼に意思表示の瑕疵があることにつき悪意または重過失なき限り免責を認めるべきであると指摘されている。

- 98 岩原 [2003] 243 頁は、仮に意思表示に関する民法規定が強行規定だとするならば、約款の規定により、振込依頼人が錯誤等の意思表示に関する瑕疵を理由に振込依頼（支払指図）の無効または取消を主張できなくなっている現状に問題がないわけではなく、振込取引について意思表示の瑕疵に関する民法規定の例外を認める立法が必要であろうと指摘する。また、磯村 [1987] 87 頁は、民法の意思表示に関する規定を約款によって制限することについて、「当事者の自由な交渉が存在しないところにおいて、一方的に変更し、これと異なる基準を設定することは、利用者の本来享受しうる保護を不当に制約するものである」と指摘する。
- 99 ただし、この見解に立っても、相手方による詐欺・強迫については、相手方の故意による違法行為が認められる場合であるから、表意者の取消権を制限するような修正を当事者間の合意で行うことはできないと考えられる。
- 100 ただし、消費者契約法 10 条は「民法、商法、その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」旨を定めており、同規定との関係では約款の有効性が問題となりうる。なお、この問題は、顧客・銀行間決済において、顧客が消費者である場合に生じる可能性がある。
- 101 民法は、第三者による詐欺については、表意者は相手方がその事実を知っているときに限って取消しを認める一方で（96 条 2 項）、強迫については同様の規定を設けていない。
- 102 前掲注 93 でもみたとおり、制限行為能力者の問題は難問である。制限行為能力者が振込依頼をした場合に、その法的効果を当人に帰属させるかという問題と、それを受けて行った仕向銀行の為替通知が法的に有効といえるのかという問題とは異なる。後者の問題である為替通知の有効性については否定されることはなく、受取人の預金債権も有効に成立するため、制限行為能力者は受取人に対する不当利得返還請求権によって原状回復を図ることになるようにも思われる。しかし、このような帰結を越えて、振込依頼人が制限能力者の場合についても、一定の民法総則の規定を修正する事前の合意を定めて、制限行為能力者たる当該振込依頼人に損失を負担させることができるか、そうした合意が有効といえるかという問題については、一概には肯定し難いと考えられる。



りを円滑かつ効率的にするという局面においても生じうる<sup>103</sup>。

具体的には、顧客・銀行間決済において、預金契約や、振込依頼の送信に伴う個々の振込依頼契約とは別に、振込依頼の送受信に関して意思表示に瑕疵がある場合等のリスク分配に関するルールを契約で定めた場合に、民法総則の意思表示に関する規定を一定範囲の契約当事者の間では合意により修正することは許容されるか、という問題である。この問題については、合意内容の合理性について別途検証される必要があるが、当事者の合意による修正が基本的には可能であり、具体的には次のように考えられる。

まず、錯誤の場合には、例えば、錯誤に気付く機会を与える仕組みや、振込依頼人が錯誤に気付いた場合に迅速に取り消すことを可能とする仕組みを導入したうえで、取消が可能な条件を定め、当該条件を満たさなければ取り消すことができないというルールを導入することは許容されると考えられる。この場合、当該ルールは民法95条但書の「重過失」を具体化したものであるとも捉えられる<sup>104</sup>。

次に、詐欺の場合、例えば第三者の詐欺によって振込依頼人が振込依頼を行った場合、振込依頼の相手方たる仕向銀行は詐欺について通常は善意であると考えられるため、民法の規定によっても、振込依頼の効果は振込依頼人に帰属することとなる（民法96条2項）。したがって、当事者の事前の合意による民法の規定の修正が問題になりうると思えば、仕向銀行が第三者の詐欺による振込依頼であることについて悪意である例外的な場合であるが、仕向銀行が悪意の場合にまで合意の有効性を認めるのは困難であろう。

第3に、強迫の場合、理論的には上記と同様に当事者間で振込依頼の法的効果の帰属について合意することができると考えられる。振込依頼の送信において問題となりうる典型例として、第三者が振込依頼人に強迫を行って銀行に対して振込依頼を送信させるケースが考えられるが、民法総則の意思表示に関する規定によれば、仕

103 この問題は意思表示に瑕疵がある場合だけでなく、後述の無権限者による場合にも当てはまる（下記4.(1)ロ、参照）。また、このような実例として、貿易金融におけるボレロ（BOLERO）・ルールブックがある。ボレロは、船荷証券の電子化を促進するためにEUが資金提供して立ち上げられたBOLERO Pilot Projectが起源で、同プロジェクトの成果を継承する形で1995年にBAL（BOLERO Association Ltd.）がユーザー団体として設立された。1999年に策定されたボレロ・ルールブックは、電子データの有効性・証拠能力、権限移転の方法等につき定めている多数当事者間契約である。例えば無権限取引の事後処理に当たって参照される無権代理のルールについては、貿易金融に参加している当事者（金融機関、保険会社、運送会社等）の各国の国内法により実体法はそれぞれ異なり、こうしたルールを条約などのレベルで国際的に統一することは容易でない。そこで、同ルールブックにおいては、貿易金融にかかる取引を行ううえでの基盤となるいわばプラットフォームとなるルールを一定の範囲の当事者の合意によって作り上げている。

104 このようなルールの例として「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」（以下「電子消費者契約法」という。）3条が挙げられる。同条によって、パソコンの操作ミス等によって錯誤が生じる蓋然性の高い電子消費者契約においては、原則として民法95条但書の適用が排除されているが、例外的に事業者が申込等の確認・訂正画面を設けるなどして消費者の意思の確認を求める措置を講じている場合には、民法95条但書は適用され、重過失ある消費者は意思表示の無効を主張しえないこととされている。電子消費者契約法3条については、「民法95条但書の趣旨を、電子消費者契約に即して具体化・明確化した規定である」と説明されている。森田〔2005〕47頁参照。このほか電子消費者契約法3条については岩原〔2003〕244頁参照。

向銀行が強迫の事実について善意であっても振込依頼人は無条件で振込依頼を取り消すことができる（民法96条1項）。もっとも、このケースでは振込依頼人も仕向銀行も双方とも被害者であるため、振込依頼人の取消権に一定の制限を設ける合意によるリスク分配を妨げるものではないとも考えられる<sup>105</sup>。もっとも、強迫については、さまざまなケースがありうるため<sup>106</sup>、すべてのケースについて合意が優先すると考えられるかどうかについては、公序良俗の観点や民法が強迫に対する表意者の保護を厚くするという一定の価値判断を行っていることを勘案し慎重に判断するのが適当であると考えられる<sup>107</sup>。

#### （ロ）意思表示の錯誤を理由に誤振込を無効とすることの是非を巡る問題

誤振込について従来は、振込依頼人による振込依頼の意思表示が錯誤によりなされたことに着目し、錯誤無効の問題として検討されてきた<sup>108</sup>。また、一部には、振込依頼契約が錯誤により無効となることの帰結として、受取人の預金債権の成立を否定する見解が主張されていた<sup>109</sup>。

しかしながら、振込依頼の錯誤無効により被仕向銀行と受取人との預金契約に基づく預金債権の成立を否定することには理論的な困難が伴うことから<sup>110</sup>、誤振込については、振込依頼の錯誤無効の問題としてではなく、振込依頼契約および預金契約の解釈や預金債権の法的性格の解釈と関連した問題として議論が展開されて

105 例えば、振込依頼人が第三者にけん銃を突きつけられ、脅されたために、ATM を操作して無理矢理に振込を行わされたというケースでは、当該振込依頼人は被害者ではあるが、仕向銀行が加害者であるわけではない。このように、ある意味、振込依頼人も仕向銀行も強迫の被害者といえる場合には、リスク（損失）を半々で負担するという合意の有効性は、その内容が合理的であるか否かという議論によって決せられるべきであり、強迫のケースであれば直ちに民法規定を修正する合意は許容されないという議論をする必要はないともいえる。また、このようなケースでは、むしろ意思無能力の問題に近づけて考えたり、行為の存否を問うこともできよう。

106 手形のケースではあるが、最判昭和40年2月23日集民77号557頁では、為替手形の引受けにかかる署名押印が、他人の暴行・強迫により意思決定の自由を奪われた状況下で行われた事案において、当該引受けは無効とされた。

107 もっとも、強迫や詐欺を錯誤と同様に扱うことについては慎重な検討を要する。例えば、神作 [2009] 151 頁は、振り込み詐欺に関する裁判例について分析・検討する中で、「強迫や詐欺に基づく意思表示の取消しについて、単純な入力ミスのようなケースと同等に扱ってよいのか、そもそも意思表示の瑕疵に係る民法の一般原則を適用しないものとする約款規定は有効なのか、といった根本的な問題がある」と指摘する。

108 振込取引における錯誤のうち、原因関係における債務が成立していないのにこれがあると思って振込をする場合（対価関係に関する錯誤）は、いわゆる動機の錯誤であり、振込取引は影響を受けないが、受取人名または金額を間違えた場合は、要素の錯誤として錯誤無効を主張しようと理解されている。後藤 [1986] 94 頁参照。

109 前田（達明） [1976] 319～320 頁、同 [1997] 195 頁参照。

110 森田 [2000] 129 頁は、「振込依頼人と仕向銀行の間の振込委託契約の錯誤無効が、振込委託契約の当事者ではない受取人と被仕向銀行の間の預金債権の成立を否定する結果をもたらすためには、振込委託契約の有効性が受取人の預金債権の成否の前提条件となっていることを明らかにしなければならないが、この点は十分にクリアされていない」と指摘する。また、同 160 頁注 49 は、振込依頼契約の無効が仕向銀行・被仕向銀行間の委任契約に影響を及ぼさない点に言及する中で、「持参債務たる目的物の引渡債務を負う売主が、第三者と運送契約を締結して買主に配達することを依頼し、第三者が運送契約を履行した後に右売買契約が錯誤無効であることが判明した場合を考えると、売主と第三者との運送契約もそれに連動して当然に無効になるとは通常解されないだろう」と例示する。上記 3. (1) イ. 参照。

いる<sup>111</sup>。上記3.(1)イ.において述べたように、振込取引を構成する契約単位で法的有効性を判断する場合、誤振込における預金債権の成立は否定し難いこととなるが、顧客保護の要請を考慮し、誤振込を行った振込依頼人に受取人に対する物権的な優先権・追求権が認められるべきとする見解がある<sup>112</sup>。また、誤振込による預金債権の成立を前提としつつも、誤振込をした振込依頼人に契約または立法による先取特権に準じた優先権を付与すること、すなわち、振込依頼人と仕向銀行との振込依頼契約からは直接導きえない権利を振込依頼人に認めることで政策的に振込依頼人の保護を図る手立てを示す見解もある<sup>113</sup>。また、誤振込に関する平成8年の最高裁判決<sup>114</sup>については、同判決の射程を限定的に解すべきであり、錯誤や強迫による振込依頼の効力についての議論にまで及ぶものではないとの指摘がなされている<sup>115</sup>。そ

- 111 上記3.(1)ロ.(ハ)において振込依頼契約の解釈として委任契約説と請負契約説との比較・検討を行ったが、振込依頼契約の契約解釈に関する議論の背景に存在する局面の相違についても留意する必要があるといえる。すなわち、一方で、誤振込を中心とする判例を素材とした個別・具体的な問題における妥当な解決を検討する局面において振込依頼契約に関する法律構成が議論され、他方で、判例を議論の契機としつつも、経済社会における基本的な取引として振込取引を、民法を中心とする私法の体系の中でどのように捉えるかという局面において振込依頼契約の法律構成が議論されてきているという相違も存在するように思われる。上記3.(2)で論じた預金の法的性格にも絡む点であるが、より重要な指摘としては、具体的な事案に対する結論の妥当性と、それを導く利益考量を重視する側から議論の局面・傾向の相違を指摘する岩原〔2006〕が示唆に富む。すなわち同43～44頁は、平成8年の最高裁判決（前掲注67参照）、その他預金の帰属に関する判例を挙げたうえで、「このような判例の傾向に対し学説は、判例理論の整理や分析に重点を置いた議論を主として展開していて、判例の具体的な結論の妥当性についての批判的検討は必ずしも十分には行われていない感じがあります。むしろ判例と同様に学説にも、利益考量よりは理論的整合性を重視して、預金契約の一般理論や普通預金の法的性質から、演繹的かつ一律に結論を導く傾向が見られるように思えます。しかし我々はこのような傾向に疑問を持っています。裁判においては、具体的な事案に対する結論の妥当性がきわめて重要であって利益考量が不可欠です。学説も、判例理論を整理するだけでなく、判例を理論と結論の両面から批判的に検討することが、その重要な役割であると考えています」と指摘する。ここで岩原〔2006〕が指摘するように、個別の問題における妥当な結論と切り離して法律構成だけを考える場合、その法律構成を正当化する根拠は何なのかという問題が生じうるであろう。
- 112 岩原〔2007〕423～424、450～485頁は、預金の払戻し等の場面において、金融機関の側に資金が誰に帰属するかについての認識可能性がない場合には、預入行為者を預金者として扱えば足りるとすることで、その信頼を保護する契約法的アプローチをとり、その他の場面については、誰に帰属すべきかを直接に問題とする物権法的アプローチをとることで、当事者や事案に応じた相対的な法律構成を主張する。もっとも、同485頁は「相対的構成にはなお詰めるべき点が多く残されて」おり、「特に物権法的なアプローチを採る場合の資金の移転行為の法律構成や効力については」、立法的な課題を含め、「課題が多い」と留保する。
- 113 森田〔2000〕190頁は、「仕向銀行または被仕向銀行が振込依頼人から誤振込などの振込指図の瑕疵・過誤の通知を受けた場合に、入金記帳後の受取人の預金債権から、振込資金を受取人の他の一般債権者に先立って優先的に回復する手続を、振込システムを運営する金融機関相互間および利用者との契約条項（約款）の改正により作り上げることは十分に可能であると考えられる。具体的には、振込依頼人から、その振込指図に瑕疵・錯誤があったことを理由とする振込の『取消』請求が仕向銀行を通じてなされた場合に、被仕向銀行は誤振込に係る入金記帳を取消して振込金の返還（組戻）に応じることを、内国為替取扱規則および普通預金・当座預金などの預金規定（中略）において定めるという方法である」と述べ、誤振込の振込依頼人に受取人の預金債権に対する先取特権に類似した優先権を付与する解決を提案する。また、同頁注91は、「預金規定等の改定を通じて、公平で透明性のある振込制度を構築しておくことに重要な意義があるのではないか」と述べる。関連する指摘として森田〔2002〕183頁注88参照。
- 114 最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁（前掲注67参照）。
- 115 岩原〔1996c〕16頁。中田〔1996〕131頁も同判決の射程を限定的に捉え、同様の事案で被仕向銀行や受取人の振込金に対する権利行使については、同判決のロジックによらず、権利濫用法理を用いて制限する

の理由として、同判決は、原因関係が存在しない場合の預金債権の成立のみを認めたものであり、振込依頼人が振込依頼についての意思表示の錯誤を理由に振込依頼契約の無効および仕向銀行に対する振込金の返還を主張しうるか否かについては触れていないことが挙げられている<sup>116</sup>。

## ロ. 無権限者による振込の問題

### (イ) 無権限者による振込における損失負担と民法 478 条の適用

振込依頼を行う権限のない者が、権限があることを装って、預金者名義で預金を振込資金とする振込依頼を行った場合に、預金者がかかる振込依頼による振込取引に拘束されるのか、言い換えれば、無権限者による振込による損失を預金者と銀行との間においていずれが負担するのかという問題がある。無権限者による振込依頼は、預金者<sup>117</sup>に意思表示の効果が帰属しないというのが民法における原則であり（例えば、民法 113 条 1 項）、この原則によれば振込から生じた損失を預金者の負担としない扱いとなる<sup>118</sup>。この原則を合意で修正する場合には、その合意内容の合理性についての検証が必要となるが、例えば、振込依頼の真正性を確保するための適切な認

---

ことを示唆する。実際に、その後の誤振込に関する判例では、平成 8 年の最高裁判決（前掲注 67 参照）を一応の前提として、原因関係の存否にかかわらず受取人の預金債権の成立を認めつつも、個別の案件に応じた軌道修正を図ったうえで妥当な結論を導くという柔軟な姿勢が見て取れる。例えば、最決平成 15 年 3 月 12 日刑集 57 卷 3 号 322 頁は、誤振込の受取人が、原因関係がないことを知りながら、借金返済のために預金の払戻しを受けたため、銀行への詐欺罪に問われた事案であるが、本件において最高裁は、平成 8 年の最高裁判決を前提に誤振込による受取人の預金債権の成立を認めつつも、受取人には誤振込があった旨を「銀行に告知すべき信義則上の義務」があり、誤振込の事実を秘匿して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たるとして、受取人の銀行に対する詐欺罪の成立を認定した。岩原 [2006] 44 頁は、平成 8 年の最高裁判決と平成 15 年の最高裁決定について「実質的に矛盾する判断」と指摘する。

もっとも、最判平成 20 年 10 月 10 日民集 62 卷 9 号 2361 頁（ある夫婦の通帳等を窃取した何者かが、夫の定期預金を解約のうえ、その解約金を妻の預金口座に振込んだところ、当該妻の預金通帳等を提示する無権限者によって払い戻されたという無権限者による振込の事案）では、無権限者による振込の受取人による預金の払戻請求について、「詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用に当たるとすることはできないものというべき」と判示されている。本判決は、上記の「平成 8 年判決および平成 15 年決定と整合的」とされているが、本判決に対しては「『原因関係が存在しない振込において、受取人の払戻請求は権利濫用にならない』というように過度に一般化することには、慎重であるべきだろう」との指摘がある。中田 [2009] 18 頁。なお、本件の原審については、森田 [2008b] 参照。

116 平成 8 年の最高裁判決（前掲注 67 参照）の第一審判決（東京地判平成 2 年 10 月 25 日金商 862 号 24 頁）について、塩崎 [1991] 17 頁は、同判決において錯誤無効の問題が論点とされていないことを指摘したうえで、仮に裁判所が釈明権を行使して、振込依頼人から錯誤による振込の無効が主張されたとしても、受取人名の誤りは重要な要素であり、「重大な過失があると認定されやすい」と述べる。また、平成 8 年の最高裁判決の原審（東京高判平成 3 年 11 月 28 日判タ 774 号 192 頁）は、振込依頼人の振込依頼に要素の錯誤があったことを認めたとうえで、当該振込依頼は「著しく注意を欠いたものといわざるを得ず、被控訴人に重大な過失があると認めるのが相当」と判示する。

117 以下の無権限者による振込に関する記述においては、預金者とは、形式的に無権限取引の効果が帰属する対象となる振込資金の負担者を指すこととする。

118 岩原 [2003] 157 頁参照。

証手続を経ることを条件に、預金者あるいは銀行が無権限の振込依頼についても責任を負うとの合意であるならば有効であると考えられる。

しかしながら、無権限者による ATM からの預金の払戻しに民法 478 条の適用を認める判例<sup>119</sup>を受けて、上記の民法における原則を同条の適用により修正する見解が多数説となっている<sup>120</sup>。無権限者による振込にも同条の適用を認めるこの見解によれば、預金者本人の過失の有無を問わず、過失なく無権限者による振込取引を実行した仕向銀行の責任が否定される結果、預金者本人が振込から生じた損失を負担することとなる。この見解は、預金を振込資金とする振込依頼を、①預金口座からの振込資金の払戻しという側面と②払い戻した資金の支払の委託という側面がある一連の行為と考えた場合に、①の払戻しが預金債務の弁済として民法 478 条の適用対象になることを前提としていると考えられる<sup>121</sup>。この見解に関しては、銀行の利益と顧客の利益との間の適度なバランスを確保する必要があるとの観点等から強い批判がある<sup>122, 123</sup>。

119 最判平成 15 年 4 月 8 日民集 57 卷 4 号 337 頁。無権限者が ATM から預金の払戻しを受けた場合において銀行の免責約款による免責を認めた判例として最判平成 5 年 7 月 19 日判時 1489 号 111 頁。

120 例えば渡邊 [2007] 58 頁参照。議論の状況について能見・山下 [2008] 64 頁参照。また、岩原 [2003] 185 頁は、実務は民法 478 条を類推適用する考え方に従っていると指摘する。

121 能見・山下 [2008] 64 頁、森田 [2008b] 9 頁参照。これに関連して岩原 [2003] 185 頁は、電子的方法での無権限者による振込への民法 478 条の適用には否定的な立場ではあるが、「銀行の窓口で預金口座からの振込取引を行う場合、実務においては顧客に、預金払戻の手続で振込金額と振込手数料を引き出させたいうで、それを用いて振込依頼書に記載させて振り込むという手続きを採らせてきた。このように預金口座からの振込を預金の引出と預金による振込に分解して扱えば、民法 478 条を適用するというのも、自然なように見える」とする。

122 岩原 [2003] 607～608 頁参照。また、民法 478 条は「誰が債権者が争いがある場合の規定であり、無権限者への支払一般に適用されるべきではない」と指摘する（同 185 頁）。このような指摘を前提に、立法論として、①無権限取引を十分に排除できる認証手続が正しく履践されたことを銀行が立証すれば、預金者側に過失等の事情があったことが推測され、預金者側でそのような事情がないことを立証できない限り、預金者が損失を負担すべきこと（双方の過失が競合しているような場合は、過失が損害の発生に与えた影響の大きさの程度に比例して、両者で分担して負担すべきこと）、②双方に過失と呼ぶべきものはない場合であっても、広い意味での帰責事由があれば帰責事由がある側が負担すべきであり、相手方との比較で事故を起こりにくくする可能性がある領域（支配領域）で起きた事故についてはそれぞれが損害を負担すべきこと、③銀行は預金者に比べれば無権限取引による事故を防ぐための手段を有しており、それにもかかわらず事故が発生すれば、銀行が損害を負担することが合理的であり、その方が銀行に無権限取引による事故を起こりにくくするための各手段をとるインセンティブを与えること、また、顧客に比べれば無権限取引に関する事故につき保険を付すことが容易で付保に関するコストも低い銀行が最安価費用回避者（cheapest cost avoider、後掲注 181 参照）として損害を負担するのが合理的であることを指摘する（同 157～163、187～194 頁）。また、消費者に対してその支配領域内のリスク管理をすべて厳格に要求することや自らの過失から生じたすべての損失を負わせることは酷であり、「金融機関間の大口資金移動システムである日銀ネットや外国為替円決済制度のルールと同じルールを、消費者に適用することは無理である」とする（同 188～189 頁）。

また、前田（庸）[1995] 53 頁は、「一定の合理的な基準のもとに銀行が免責されるということは、けっして結果として不都合なことではない」が、無権限者による振込が民法 478 条の適用の範囲外であるとの考えに基づき、「立法によって解決されるべきものではないか」と指摘する。

123 2005 年に制定された「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（以下「預貯金者保護法」という。）において、偽造・盗難カードを利用した無権限者による預金の払戻しに伴う損失について、銀行による補償等による預金者の保護が図られた。預貯金者保護法における預金の払戻しには、振込にかかるものが含まれていることから（同法

## (ロ) インターネット・バンキングを用いた無権限者による振込の問題

近年、無権限者がインターネット・バンキングを不正に利用して行った振込取引によって損害を受けた預金者が、無権限者による振込依頼に基づき当該振込取引を実行した仕向銀行に対し、預金契約の債務不履行による損害賠償を請求する裁判例が蓄積され始めている<sup>124</sup>。いずれの裁判例においても、仕向銀行が無過失であることおよび無権限者による振込を排除しうるシステムを構築していたことを要件に免責が認められている<sup>125, 126</sup>。

インターネット・バンキングについては、預金者の使用するパソコン等から情報が漏洩・盗用されることまでは銀行は防ぎようがなく、顧客に自衛策が求められるとの指摘がある一方で<sup>127</sup>、無権限者による銀行のシステムへの不正侵入やプログラムの過誤等によって、仕向銀行の為替通知が無権限で実行された結果として無過失の預金者が損害を受けた場合については、約款で損害の負担に関する規定を設けていたとしても、預金者に損害を負担させることは許されないと解すべきとの指摘がある<sup>128</sup>。

なお、インターネット・バンキングを用いた無権限振込による被害の拡がりを受け、2008年より全銀協は、インターネット・バンキングによる預金の無権限者による不正な払戻しについて、一定の要件のもと、銀行が無過失の場合でも、預金者に

---

2条6項)、同法は、無権限者が偽造・盗難カードを利用して振込を行う場合にも適用される。なお、預貯金者保護法は、盗難カードの場合と偽造カードの場合について異なる対応を定めており、前者については預金者に同法5条に基づく補填請求権を認める一方、後者については、同法3条により民法478条の適用を排除し無権限者による払戻しを無効とすることで預金者の預金契約に基づく預金払戻請求権を確保するという対応をとる。

- 124 東京高判平成18年7月13日金法1785号45頁、大阪地判平成19年4月12日金法1807号42頁。これらの裁判例の解説として能見・山下[2008]65~68頁参照。
- 125 東京高判平成18年7月13日金法1785号45頁において、東京高裁は、免責約款の適用による免責の要件として、①無権限者が権限者であると信じたことについて仕向銀行に過失がないことおよび②暗証番号等の一致により本人確認を行っており銀行による暗証番号等の管理が不十分であるなど特段の事情もないことを挙げたうえで、免責約款の適用を認めた。また、原告たる被害者が主張する仕向銀行の安全保管義務違反に対しては、インターネット・バンキング・サービスを提供するに当たり、その「システムを、全体として可能な限度で無権限者による振込を排除し得るよう構築し管理していた」と判示して、原告の主張を退けた。
- 126 免責約款の有効性について、免責規定は「民法478条と同じことを注意的に規定したものすぎない」と指摘されている。潮見[2005]249頁。このような指摘から明らかなように、免責約款は消費者契約法8条1項1号(事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を免責する条項を無効とする規定)または同法10条(消費者の権利を一方的に害する条項を無効とする規定)に違反するものではないと解されている。岩原[2003]178頁。この点につき、同頁では、免責規定が任意規定である民法478条と比較して「不当に顧客にとって不利益な約款規定として効力が否定される可能性は高くはないと思われる」とされている。
- 127 島田・沖田[2007]56頁、中山[2006]1頁参照。
- 128 岩原[1987]224頁参照。このほか、能見・山下[2008]59頁は、預金者側の情報漏洩等については仕向銀行側の関与はないとしつつも「インターネット・バンキングという取引システムを提供し、銀行としてのコストや効率性の点で利益を上げている以上、そのシステムの設計が不相当であるために、顧客に被害が生じたという場合には、銀行側の責任が生じる余地もある」と述べる。また、同68頁は「今までは裁判上、銀行の注意義務とはされていないが、インターネット・バンキングの不正振込の事件数が将来増えるようならば、顧客の口座の資金に異常な動きがある場合にそれをモニターする銀行の義務が問題となることもある」と指摘する。

過失がない限り、積極的に補償に応じるなどの自主的な取組みを開始している<sup>129</sup>。

## (2) 銀行間決済における問題

金融機関が顧客から支払指図としての振込依頼を受ける場合には、その真正性を確保し、過誤等による事故を防ぐための体制を整備すること（例えば、権限の確認や内容の検証のための認証手続の整備）が重要であり、また、銀行間決済においても、各当事者が過誤等による事故を防ぐための体制整備の努力をすることを前提としつつ、適切な認証手続を経ることなどの一定の条件のもとで振替依頼に拘束力を持たせ、システミック・リスクの回避・削減を図ることが重要である<sup>130</sup>。

銀行間決済である日本銀行当座勘定決済においても、例えば、取引先金融機関から日本銀行に対して別の取引先金融機関への振替依頼がなされた場合において、それが無権限でなされたケースや、その内容に瑕疵があるケースが問題となりうる。

銀行間決済の場合、巨額の資金が頻繁かつ連鎖的に決済されることからシステミック・リスクが潜在的に存在する。すなわち、ある支払指図が無権限や意思表示の瑕疵その他の理由で遡及的に取り消されたり無効とされたりした場合、問題となっている決済の当事者のみならず、当該資金をもとにさらに別の決済を行う予定であった他の当事者にも波及し、後続する決済を実行できなくなるという問題が生じうる。

129 当該取組みの詳細については、岩本・辻 [2008] 参照。

130 認証手続については、技術的に完璧なセキュリティは存在しえない（事後的にはループホールのような脆弱性が見つかりうる）ので、むしろ定められた認証手続によるチェックを通過することを条件に真正とみなすところにそのポイントがある。

この認証手続について、UNCITRAL 国際振込モデル法 5 条 2 項では、無権限者による支払指図 (payment order) の送信・訂正・撤回について、受信銀行が認証手続を実行し、かつ、当該認証が具体的な状況下で、無権限の支払指図に対する安全確保のための取引上合理的な手法 (commercially reasonable method) であったときは、当該支払指図は拘束力を有すると定めている。このような拘束力が認められるのは、認証手続は、振込依頼人（とされた者）と仕向銀行との合意によって決められる以上（同法 2 条 i 号）、認証手続に同意した送信人は、当該認証手続によっても防ぎきれない無権限指図のリスクを承認したものとみなされるためと解されている。岩原・藤下 [1992] 37 頁参照。

他方、米国の UCC 第 4A 編においては、銀行・顧客間で、支払指図 (payment order) の真正性 (authenticity) が一定のセキュリティ手続に基づいて認証 (verify) される旨の合意がなされている場合に、当該手続がセキュリティの確保に関して取引上合理的な手法 (commercially reasonable method) であって、銀行が当該手続に従い善意で支払指図を承諾したときは、当該支払指図は、無権限のものであっても当該顧客の指図として有効であると定めている (UCC 第 4A 編 202 条 (b))。かかる取引上の合理性 (commercial reasonableness) は、顧客の希望、顧客の取引状況 (支払指図の規模・種類・頻度を含む)、ほかに考えられるセキュリティ手続、同等の取引関係において一般的なセキュリティ手続等を勘案して決せられるため (同条 (c))、ある意味不明確な概念であり、裁判所で事後的に認証手続のレベルが取引上の合理性を満たしていなかったと否定される可能性は残っている。

この点に関連して、無権限取引の損失負担について、代理や表見代理により本人が拘束されない限り無権限取引は本人を拘束しないことが大口取引を含めた一般原則であるが、取引上合理的なレベルのセキュリティ認証を経た支払指図であることを善意・無過失の銀行が立証すれば原則として本人を拘束すると考えられ、セキュリティのレベルが取引上合理的であることは強行法規とされるべきであるが、本人が金融機関等の専門家として判断できる者であれば、同 202 条 (c) に倣い、セキュリティのレベルは当事者の間で合意の余地が広く認められるべきであり、日銀ネットのような大口資金決済システムに妥当するルールであるとの指摘がある。岩原 [2003] 187～188 頁参照。

顧客・銀行間決済においては支払指図の取消の影響が基本的には当事者間にとどまることが少なくないのと比べると、銀行間決済の場合には事情が異なる。

資金決済システムの安定性を向上させ、経済活動の安定的な基盤を提供していくためには、システミック・リスクの回避・削減が重要となる。したがって、民法の意思表示に関する規定の内容を契約当事者間の合意で修正できるとの前提に立ったうえで（上記4.(1)イ.(イ)参照）、支払指図の法的効果につき一定時点以後の取消は行えず、送信者が当該指図に拘束されることとすることが望ましい。

日本銀行が運営する日銀ネットでは、送信される振替依頼の真正性をチェックできるように一定の認証手続等が提供される一方で、取引先金融機関も振替依頼を送信する場合のセキュリティや事務処理の正確性を確保することとされている。こうした対応を前提として、これら認証手続等を経た振替依頼については、真正なものとして取り扱われ、その結果、振替の効果が当事者に帰属することになるものとされている。振替依頼の内容に何らかの問題（例えば、錯誤などの意思表示の瑕疵）がある場合でも、原則としていったん送信されかつ取引先金融機関が送信したものとみなされる振替依頼については理由のいかんを問わず取り消すことができない扱いとなっている。例えば、錯誤によって振替依頼が送信された場合でも、当該振替依頼が予め定められた認証手続等を経た場合は、取消（撤回）不能となり、銀行間決済が完了するものとされている。なお、この場合、振替依頼の内容の瑕疵を理由とする事後的な資金の返還などについては、取引先金融機関相互間で解決することとなり、事後的に資金を戻すことになれば、その時点で当初の決済を覆すことなく新たな決済を行うことになる。すなわち、過誤のある振替依頼等を行った取引先金融機関は、受取側の取引先金融機関から反対方向の振替依頼を送信してもらうことにより問題を解決することとなる。

### (3) 顧客・銀行間決済における瑕疵と銀行間決済の関係

顧客・銀行間決済においては、振込依頼人と受取人との間で取り組まれた売買等の原因関係があり、当該原因関係に基づく資金の支払債務は、振込依頼人と仕向銀行の振込依頼契約、仕向銀行と被仕向銀行の為替取引契約および被仕向銀行と受取人の預金契約に基づき決済される。これら4者およびこれらをつなぐ契約関係をもって顧客・銀行間決済という1つの階層を観念しうる。次に、仕向銀行と被仕向銀行との為替取引契約によって、銀行間決済における原因関係となる資金交付債務が発生し<sup>131</sup>、当該資金交付債務は、仕向銀行と日本銀行および被仕向銀行と日本銀行との間でそれぞれ結ばれた当座勘定取引契約に基づき決済される。これら3者およびそ

131 もっとも、資金交付債務は、現行の内国為替決済では、参加銀行間で一定時間内に生じた為替取引上の債権債務を東京銀行協会をセントラル・カウンターパーティとして差引計算した決済戻りとして、その内容が確定されることとなるため、原則として個々の為替取引契約と銀行間決済とが1対1で紐付いているわけではない。前掲注20およびそれに対応する本文参照。



れらをつなぐ契約関係をもって銀行間決済というもう1つの階層を観念しうる。このように、日本銀行当座勘定決済における振替と顧客・銀行間決済における振込取引とを俯瞰すれば、2層の階層構造として捉えうる<sup>132</sup>。

このように捉えたうえで、振込依頼人の仕向銀行に対する振込依頼（支払指図）に瑕疵（例えば錯誤等）があった場合に、これにより仕向銀行が被仕向銀行に送信した為替通知の効力が影響を受けるかについては、振込依頼人から仕向銀行への振込依頼と、これを受けて仕向銀行が被仕向銀行に送信する為替通知は、法的に別個独立のものであり、仮に前者が無効になるとしても後者は有効に存続すると考えられる<sup>133</sup>。この結果、為替通知に基づく資金交付債務を原因関係とする仕向銀行から中央銀行への振替依頼とこれに基づく仕向銀行と被仕向銀行との間の銀行間決済も振込依頼の瑕疵による影響を受けることなく有効に存続すると考えられる。

平成8年の最高裁判決<sup>134</sup>が誤振込の事案において原因関係の存否にかかわらず受取人の預金債権の成立を認めたことに加えて、振込依頼契約における振込依頼の瑕疵がその後の為替取引契約の有効性に影響を及ぼさないとすれば、わが国の法制上、振込依頼人と受取人との間の原因関係や顧客・銀行間決済と銀行間決済とは、分離して考えられる。換言すれば、銀行間決済の原因関係に相当する顧客・銀行間決済において支払指図に瑕疵があった場合でも、顧客・銀行間決済および銀行間決済の実現に向けたそれぞれの契約関係が別個独立に成立していることを理由に、支払指図の瑕疵の影響が直接銀行間決済に及ぶことはないと考えられる。

## 5. ファイナルな決済に関連する問題

以下では、ファイナルな決済——すなわち、取消（撤回）不可能かつ留保条件のない（無条件の）資金移動による債務の履行<sup>135</sup>——に関連する問題を取り上げる<sup>136</sup>。ファイナルな決済という概念自体は、その不明確性が指摘されているところであるが<sup>137</sup>、

132 上記2.(2)参照。なお、証券決済における階層構造については、前掲注46参照。

133 上記3.(1)イ参照。

134 最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁（前掲注67参照）。

135 CPSS [2003] p. 24 は、“final settlement”を“the discharge of an obligation by a transfer of funds and a transfer of securities that have become irrevocable and unconditional”と定義する。ファイナリティの定義等に関する整理については、岩原 [1988] 6~8頁、嶋 [2006a, b, 2007]、久保田 [2003] 74~106頁参照。

136 CPSS（前掲注40参照）が策定した「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」では、システミック・リスク回避・削減の観点から、システミックな影響の大きい資金決済システムを通じて行われる参加者間（銀行間）のファイナルな決済について、「日中に提供されることが望ましく、少なくとも決済日の終了時までは提供されるべきである」ことが求められている。CPSS [2001] pp. 29-30。

137 「ファイナリティ」という概念について、嶋 [2006b] 216頁は「用語自体が多義的であり、その外延や射程を画するに当たって不確定な要素が存在している」と指摘する。また、神田 [1988] 63頁は、「ファイナリティとは何か、なぜそのような概念が必要なのかをまず明らかにする必要がある」と述べたうえで、「ファイナリティを巡る議論は、これを法的にいわば因数分解してみる作業が必要」であると述べる。さらに、同頁注8は、次のように述べ、法的意味におけるファイナリティの意義に疑問を呈する。「法的な

本報告書では、具体的に、①原因債務の弁済時点（預金債権の成立時点）<sup>138</sup>、②支払指図が一定時点以降取消（撤回）不能となるか（支払指図を資金決済システムから除外することができなくなるか）、および③支払指図が倒産手続との関係においても関係当事者を拘束し（その効果が当事者に帰属し）、否認されないかといった論点を取り上げる。

## （1）顧客・銀行間決済における問題

### イ．原因債務の弁済時点（預金債権の成立時点）

ファイナルな決済に関連する顧客・銀行間決済に関する問題として、振込依頼人が受取人に対して負う原因関係上の債務について、振込による弁済の効果がいつ発生するのかという問題がある。この問題といわば表裏をなすものが、受取人の預金債権がどの時点で成立するのかという問題であるといえよう<sup>139</sup>。この点につき、受取人が処分可能な形で確定的に預金債権を取得したといえるのは、被仕向銀行にお

---

意味におけるファイナリティをいろいろ考えてみることは、不可能ではない。例えば、AがBからある商品を購入し、その引渡しを受けて代金を—銀行を経由せずに—現金でBに支払ったとしても、それでAB間の法律関係が終了するわけではない。たしかにAのBに対する代金支払債権は消滅するが、もしもその商品に欠陥があったとすると、AのBに対する損害賠償請求権が発生し、場合によっては、Aは売買契約を解除することが認められる。このような場合、AB間に当該売買契約に関連するいかなる法律関係も生じなくなった時点をもってファイナルと呼ぶことが可能である。そのようなファイナリティを明らかにするためには、消滅時効制度等を含めた検討が必要となる。しかしながら、筆者は現在のところ、法的意味におけるファイナリティを議論してみてもあまり役には立たないのではないかと考えている」。

138 なお、民法上、金銭債務は原則として各種の通貨で弁済すること、別段の合意がなければ各種の通貨による弁済だけが本旨弁済となること（民法402、415条）が定められており、振込が本旨弁済か否かについては議論がある。

学説には、銀行振出の自己宛小切手の交付が有効な弁済提供になるという最高裁判決（最判昭和37年9月21日民集16巻9号2041頁）を根拠に、振込によって預金債権を取得させることが本旨弁済に当たるとする説があるが（例えば、森田[1997]31頁および道垣内[2000]61～62頁参照）、他方、債権者の承諾がなくとも債権者の口座に振り込めば弁済の効力を発生するというのは疑問であり、あくまでも債権者の同意が推測される場合に限って弁済としての効力を認めるべきであるとする見解もある（岩原[2003]3頁注5参照）。

立法論としては、本旨弁済と代物弁済の概念上の違いの意義を踏まえつつ、例えば、原因関係における金銭債務の決済手段としての振込等の有効性を認めるUNIDROIT国際商事契約原則第6.1.8条1項を参考に、振込による支払が本旨弁済に当たるか否かにつき民法に何らかのルールを設けることも検討に値すると考えられる。なお、民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」（前掲注4参照）において提案されている流動性預金口座に関連する規定の中には、振込による弁済が金銭債務の本旨弁済となり、その効果は預金口座への入金記帳により預金債権が成立した時点で生じることが定められている。

139 振込の場合、これを金銭債務の本旨弁済と捉えれば、振込によって債権者たる受取人の預金債権が成立した時点で債務者から債権者に確定的に利益が移転すると考えられるため、原因関係上の債務の弁済の効果が発生する時期と預金債権の成立時期は一致する。

もっとも、一般的には、原因関係上の債務の弁済の効果が発生する時期と預金債権の成立時期とが一致しないことがありうる。例えば、銀行振出の自己宛小切手による弁済の場合、これを金銭債務の本旨弁済として認める判例（最判昭和37年9月21日民集16巻9号2041頁）によれば、小切手の交付時点で弁済の効果が発生することになると考えられるが、債権者が受領した小切手を自らの預金口座に入金することにより預金債権が成立する時点はそれよりも後になる可能性がある。

ける受取人の預金口座に入金記帳が行われた時点であり、基本的には、入金記帳が行われた時点で預金債権が成立し、かつ振込依頼人が受取人に対して負う原因関係上の債務の弁済の効果が発生すると捉えられている<sup>140</sup>。

## ロ. 支払指図の取消に関連する論点（組戻しおよび為替通知の取消）

顧客・銀行間決済では、一度取り組んだ振込取引を取り消すための諸手続が用意されており、振込依頼人には組戻しが、仕向銀行には為替通知の取消が、それぞれ認められている<sup>141</sup>。

組戻しは、現在の内国為替実務において、振込依頼人が一度取り組んだ振込依頼契約にかかる意思表示を事後的に取り消す場合の手続として用意されている<sup>142、143</sup>。

140 岩原 [2003] 282 頁、森田 [1997] 33 頁等参照。これに対して、預金債権の成立時点について、被仕向銀行への為替通知の到達時点であると解する見解がある。この見解によれば、原因債務の決済時点についても被仕向銀行への為替通知の到達時点となり、入金記帳は資金解放の要件に過ぎないと解される。今井 [2004] 30 頁参照。

なお、民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」（前掲注 4 参照）では、預金口座への預入または振込がされた場合には、入金記帳の時点で既存の残高債権の額に当該金額を合計した金額の預金債権が成立するとの規定の新設が提案されている。民法（債権法）改正検討委員会編 [2009] 385～386 頁参照。

141 このほか、振込取引の撤回を目的とする手続ではないが、振込取引の内容を訂正する手続も内国為替取扱規則において用意されており、訂正については、全銀協が定める振込規定ひな型 7 条によって振込依頼人にも認められている。

142 「組戻し」とは、振込依頼人からの申し出に基づき、一度取り組んだ振込取引を、取り止めるまたは振込の完了後であれば受取人の承諾を条件に原状回復を図る取扱いを指す実務用語である。現行の銀行実務において、振込依頼人が依頼した振込を取り止める場合には、「錯誤無効の主張であれ、撤回であれ、振込依頼人が振込を取り止めるよう請求すれば、被仕向銀行から仕向銀行への反対方向の資金移動である組戻しの手続により原状回復が図られる」こととなる。岩原 [2003] 265 頁。組戻しに関する説明については、浅田 [2006] 6 頁、後藤 [1986] 99～104、156～164 頁、西尾 [1998] 194～198 頁、今井 [2001a] 67 頁、石井監修 [1997] 457～459 頁〔松本貞夫〕も参照。

143 振込依頼の撤回可能な時限について言及する判例としては、先日付振込の事案についての最判平成 18 年 7 月 20 日民集 60 卷 6 号 2475 頁がある。本判決は、実務における組戻しに言及したうえで、「人的又は時間的余裕がなく、振込依頼を撤回することが著しく困難であるなどの特段の事情」がない場合には、「取引銀行に対して先日付振込みの依頼をした後にその振込みに係る債権について仮差押命令の送達を受けた第三債務者は、振込依頼を撤回して債務者の預金口座に振込入金されるのを止めることができる限り、弁済をするかどうかについての決定権を依然として有するといふべきであり、取引銀行に対して先日付振込みを依頼したというだけでは、仮差押命令の弁済禁止の効力を免れることはできない」と判示した。もっとも、本判決が「振込入金されるのを止めることができる限り」と示すことをもって、振込の取消期限を銀行の事務処理レベルで可能な時限まで拡張的に解釈するものであるとすれば、それは銀行実務に対して過大な負担となり、顧客に対しても必ずしも望ましい結果をもたらすものでないとも考えられる。

すなわち、現行の実務では、先日付の振込については、以下のような取扱いをすることが一般的といえる。仕向銀行は、振込依頼人が指定する振込指定日より前の営業日（最大 5 営業日前）に為替通知を被仕向銀行に対して送信し、為替通知を受信した被仕向銀行は、誤って振込指定日前に受取人の預金口座に入金記帳を行うことのないよう、自らの事務センターで受信した為替通知を管理するなどの対応を行う。他方、被仕向銀行が実際に受取人の口座に入金記帳するための処理を行うのは、振込指定日の前日から当日にかけての夜間処理や当日営業開始前となる。三上 [2006] 20 頁参照。

また、組戻しに関する下級審裁判例として、佐賀地判平成 17 年 10 月 7 日金商 1227 号 12 頁（仕向銀行が、振込依頼人から振込資金の調達目的の貸付けの申込および振込依頼を同時に受け、貸付けの実行に先立って振込入金手続を行ったが、貸付けの条件不成就により貸付けを実行せず、振込依頼人の組戻依頼なく組戻しにより振込入金を撤回したことにつき不法行為を負うとされた事例）がある。

組戻手続は、①振込取引が未了の状態において、受取人の承諾を要することなく、振込依頼人の一方的な意思表示により仕掛かり中の振込取引を取り止める手続および②振込取引が完了した後で、受取人の承諾を条件に、振込依頼人の原状回復を図る手続という性質の異なる2つの手続を含む概念であるとされる。前者の手続（上記①）は、振込依頼契約に基づく振込依頼人の権利（仕向銀行の義務）としての契約の解除である。委任契約を解除できるのは委任事務が完了するまでであり（民法651条）、委任事務の内容を為替通知の送信と捉えれば、仕向銀行が為替通知を送信するまでであれば、振込依頼人は振込依頼を取り消す（撤回する）ことができることになる<sup>144</sup>。もっとも、例えば、仕向銀行が為替通知を送信する直前においても振込依頼の取消を可能とすることは、仕向銀行の事務負担が大きいと、妥当ではないと考えられる。したがって、取消可能時限に関して関係当事者にとって合理的な内容を具体的な契約（具体的には振込依頼人と仕向銀行との間の振込規定）で定めることが1つの選択肢として考えられる<sup>145</sup>。

後者の手続（上記②）は、先行する振込取引を取り消すものと認識したうえで、原状回復に向けた新たな逆向きの（受取人から振込依頼人に向けた）振込取引を起動するものである<sup>146</sup>。

為替通知の取消についてみると、内国為替制度に加盟する銀行による過誤を原因とする取消に関する取扱いが、内国為替取扱規則等に定められている。すなわち、同規則において電文の取消とは、送信した電文について加盟銀行の錯誤により全内容を取り消すことをいうと規定されている<sup>147</sup>。同規定において仕向銀行による為替通知の取消は、受取人の預金口座への入金記帳後であっても受取人の承諾なしに認められる一方<sup>148</sup>、振込依頼人には入金記帳後の組戻しは、受取人の承諾がない限り認められていない。

こうした現行実務について、振込依頼人の錯誤の場合と仕向銀行による錯誤の場合とで取扱いが異なる合理的な理由が示されていないとして、振込依頼人も同様に

144 松本 [1991] 25 頁参照。なお、振込依頼契約を請負契約と捉える場合でも、一般的に注文者は、請負人が仕事を完成する前であれば、いつでも契約を解除することができることから（民法 641 条）、被仕向銀行における受取人口座への入金記帳の処理が完了するまでであれば契約の解除としての組戻しが可能となる。

145 現行実務においては、全銀協が定める振込規定ひな型 8 条に、「振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください」と定められている。

146 組戻しの法的性質について三上 [2005] 12 頁は、近年、テレ為替による振込取引においては即時に入金記帳まで完了することから、想定されている組戻しの法的性質はむしろ「振込依頼人からの、受取人が受領した資金の（出金と）再振込の委任契約と解される」と分析する。かかる分析に照らせば、組戻しが上記①に該当する局面は限定的であり、組戻しは基本的に上記②の手続を指すことになる。

147 内国為替取扱規則における取消事由は銀行間の資金決済額の修正を伴うもの（①重複発信、②受信銀行名・店名相違、③通信種目相違、④金額相違および⑤取扱日相違）に限定されており、これ以外の事由は訂正手続によることとなる。なお、同規則において電文の訂正とは、加盟銀行の錯誤あるいは顧客の依頼により原電文の一部を訂正することをいう。松本 [1991] 24～26 頁、同 [1993] 4～5 頁参照。

148 内国為替取扱規則の取消にかかる規定を受けて、全銀協が定める普通預金規定 3 条 2 項および当座勘定規定 3 条 2 項には、「普通預金口座または当座勘定への振込」について、「振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します」と定められている。

取消の依頼を行うことができるようにすべきとの主張がなされている<sup>149</sup>。

もっとも、振込依頼人の錯誤による取消の場合には、当該取消依頼の正当性を確認するために仕向銀行は相応の事務負担を強いられる一方<sup>150</sup>、仕向銀行の錯誤の場合は、内国為替制度という参加者の限定された制度に参加していることをもって、取消依頼に信頼性が担保されているという前提に立てば、上記の現行実務における異なる取扱いには理由があるとも考えることもできる。

仮に上記の主張に則って受取人の預金口座への入金記帳後であっても一定の事由を条件に、振込依頼人による振込依頼の取消を認める場合には、現行の振込取引に関する解釈や諸規定（振込依頼人と仕向銀行との間の振込規定、仕向銀行と被仕向銀行との間の内国為替取扱規則、被仕向銀行と受取人との間の預金規定等）の改正が必要となる<sup>151</sup>。なぜならば、現行の諸規定を前提とすれば、仕向銀行が行う為替通知は被仕向銀行との関係では、あくまでも仕向銀行が自己の名義で振込依頼契約とは独立に行う行為であり、振込依頼を取り消すことができるとしても、仕向銀行が行う為替通知の有効性を否定する理由にはなりえないと考えられるからである<sup>152</sup>。

改正を行う場合のとりうる対応としては、振込依頼人が、仕向銀行または被仕向銀行に対して、振込先の指定を誤ったことなど一定の取消事由に基づく振込依頼の取消の通知を行い、かつ、当該通知の内容を普通預金規定等が定める手続に従って示した場合には、振込依頼人による振込依頼の取消を認めることが一案として考え

149 前田（庸）[1995] 50～51 頁参照。また、銀行の過誤による入金記帳について受取人の同意を得ずに任意にこれを訂正する誤記帳訂正について詳解するものとして、後藤 [1986] 185～240 頁がある。

他方、振込依頼人による組戻しと仕向銀行による取消との取扱いのバランスという同様の理由から、異なる立場をとる見解も存在する。すなわち、松本 [1991] 24～25 頁は、取消についての実務上の取扱いが確立していないことを指摘したうえで、受取人の預金口座に入金記帳がされた後の組戻しについて受取人の同意が条件とされていることとのバランスを理由に、受取人の預金口座に入金記帳がされた後の取消については、内国為替取扱規則に基づく取消権を有する仕向銀行であっても、受取人の承諾を取消権行使の要件とすべきとする。

150 振込依頼人からの取消請求だけではなく、受取人から当該請求と相反する払戻請求がなされる場合には被仕向銀行にとっても事務負担を強いられる状況が生じうる。誤振込金の払戻請求について検討する三上 [2005] 12 頁は、誤振込による入金記帳が完了していた場合に、「受取人から『これは私が正当に受け取るべき資金だ』と主張されれば、銀行が最終的に支払いを拒むことは困難」であり、「銀行の立場は微妙」であると述べている。

151 森田 [2000] 189～196 頁参照。内国為替取扱規則等の契約（約款）による対応を示す一方で同 189 頁は、解釈論によって振込依頼人に取消権を認めることや取消の対象となる受取人の預金債権への優先権を認めることは困難であり、「振込依頼人に先取特権に類似した優先権を付与するという根本的な解決は、執行手続を含めて考えると、立法的手当によってその実現が可能であることになるのではなかろうか」とする。

これに対して、岩原 [2003] 339 頁は、「法解釈論としては許されないが、約款に規定すれば受取人（やその差押権者）の権利はいかようにも制限できる、と考えることはできないように思われる。たとえ、被仕向銀行と受取人の間の約款で誤記帳訂正権を規定するにせよ、それは受取人の権利を不当に害しない合理的なものでなければならぬであろうし、逆にそのように合理的な内容の誤記帳訂正権であれば、解釈によって認める可能性もあるのではなかろうか」と指摘する。もっとも、平成 8 年の誤振込に関する最高裁判決（前掲注 67 参照）によって、解釈論の展開が困難となっていることを指摘する同 346 頁は、振込依頼人側の事情を了知しえない被仕向銀行の保護に配慮しつつも、「立法論としては、被仕向銀行の同意を条件に、原因関係の欠如した誤振込の受取人の権利の振込依頼人による消滅・訂正を認めてよいのではなかろうか」とする。

152 上記 3. (1)イ. 参照。

られる<sup>153</sup>。

なお、このような振込依頼人の錯誤による振込依頼の取消制度の導入の是非を検討するうえでは、振込制度の利用者が受ける便益と、それを負担する制度的・社会的な費用とを勘案することが重要と考えられる<sup>154</sup>。

## ハ. 倒産手続における否認の取扱いに関連する論点

振込取引において振込依頼人が倒産した場合に、既履行の振込取引にも否認権<sup>155</sup>の影響が及ぶかが問題となりうる<sup>156, 157</sup>。

管財人等は、既履行の振込取引に対する否認権の行使について、法律上の制限を受けるわけではないものの、通常であれば既履行の振込取引自体の効果を覆す実益はないと考えられ<sup>158</sup>、倒産手続上必要であれば、原因関係上の支払債務の弁済を否認したうえで、受取人から適宜の方法で振込金を返還してもらうことを検討することで足りると考えられる。このような考え方は、顧客・銀行間決済の安定に資するといえる<sup>159</sup>。

---

153 このような内容の普通預金規定等を想定した場合、同規定は、「実質的には、振込依頼人の受取人に対する誤振込を理由とする不当利得返還請求権について、受取人の預金債権から優先的に回収する一種の担保権を預金規定等の契約によって付与するもの」といえる。例えば、取消事由として、誤振込についての確認手続を行う際には、受取人との連絡がとれないため受取人の確認が得られず、振込依頼人の主張・立証だけからではその真偽の判定が困難である場合や受取人が誤振込について積極的に否定した場合には問題が生じうるが、これらの場合においても振込依頼人から誤振込による取消請求が被仕向銀行になされた時点で、誤振込の金額に相当する限度で、受取人の預金口座からの支払を停止し、別段預金の形で保管する措置を講ずることも考えられよう。森田 [2000] 190～196 頁。

154 森田 [2000] 195 頁参照。

155 倒産手続の開始決定前であっても、倒産手続の開始申立てまたは支払不能後等に、債務者が悪意で実行した破産財団、再生債務者財産、更生会社財産の責任財産減少行為は、詐害行為として管財人等の否認の対象となるほか（破産法 160、161 条、民事再生法 127、127 条の 2、会社更生法 86、86 条の 2）、債務者による債務の消滅に関する行為は、債権者が悪意であれば、偏頗行為として管財人等の否認権の行使対象となる（破産法 162 条、民事再生法 127 条の 3、会社更生法 86 条の 3）。

156 わが国の倒産法制には、決済システムの安定性を阻害しかねない、いわゆるゼロアールルール（倒産手続の開始が宣告された場合に、その効果が倒産手続開始日の真夜中 0 時にまで遡及することを認めるルール）は存在しないと考えられる。すなわち、倒産手続の開始決定には、年月日のみならず「時」を記載することとされており（破産規則 19 条 2 項、民事再生規則 17 条 2 項、会社更生規則 18 条 2 項）、開始決定の効力はその時点で発生する（破産法 30 条 2 項、民事再生法 33 条 2 項、会社更生法 41 条 2 項）。

157 久保田 [2005] 209 頁、嶋 [2007] 221～243 頁参照。嶋 [2007] 233 頁は、EU のいわゆる決済ファイナリティ指令（Directive 98/26/EC of the European Parliament and of the Council of 19 May 1998 on settlement finality in payment and securities settlement systems, OJ L 166, 11.6.1998, pp. 45–50.）を分析し、ファイナリティを当事者完了性としてのファイナリティと対第三者完了性としてのファイナリティとに区別したうえで、後者について、「一般的に言えば、決済が第三者との関係でも有効であり、決済にかかる行為が倒産法等との関係でも遡及的に影響を受けないことを指すと考えられている。しかしながら、この概念が持つ射程や外延はそれほど明確なものではない」と指摘する。

158 もっとも、管財人が、原因関係を否認することと振込取引を否認することとの実務的なコストを比較したうえで、振込取引を否認することを望む場合がないとは限らないであろう。

159 なお、民事執行手続との関係では、流動性預金が差し押えられた場合の取扱いにかかる論点がある。差押えが実行された場合には、差押え対象の当該預金残高については、弁済禁止が働くため、当該預金の流動性は消滅し、出金等がなされないように別途管理しておく必要が生じよう。もっとも、預金口座自体の機能を停止しなければならないわけではないと考えられる。この場合には、当該預金口座については、例えば、差押え時の預金残高を別段預金で分別管理することで、預金口座の機能を維持し、その後の入出金を

## (2) 銀行間決済における問題

### イ. 原因債務の弁済時点（預金債権の成立時点）

銀行間決済における原因債務は、仕向銀行と被仕向銀行との為替取引契約によって生じる資金交付債務である。仕向銀行がこの原因債務を振替によって弁済する場合、被仕向銀行は、日本銀行が被仕向銀行の当座勘定元帳に入金記帳をした時点から、自己の引落資金とすることができることから、その時点で銀行間決済における原因債務が弁済されたと考えられる。

### ロ. 支払指図の取消（撤回）に関連する論点

銀行間決済である日本銀行当座勘定決済では、振替依頼（支払指図）の取消が不可能となる時点は、決済が実行される時点、すなわち、取引先金融機関の当座勘定に入金記帳が行われる時点である。日本銀行は仕向銀行からの振替依頼を受け付けると、基本的にはほぼ同時に被仕向銀行の当座勘定への入金記帳を完了するため、仕向銀行が振替依頼を取り消しうるタイミングは存在せず、振替依頼の取消は原則として認められていない<sup>160, 161</sup>。

---

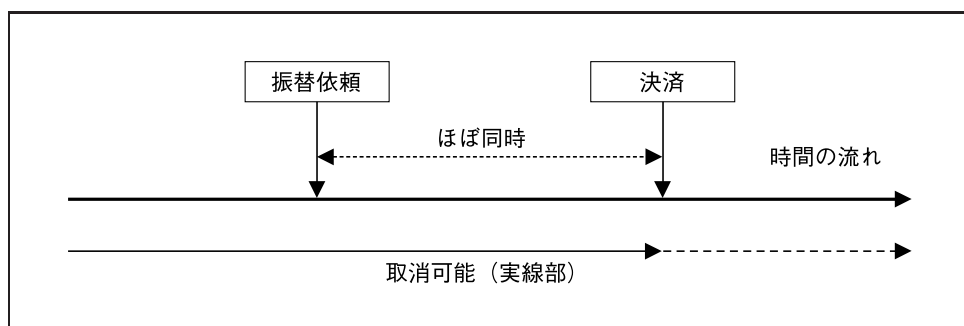
行うことが考えられる。なお、差押えには、全部差押えと一部差押えがあり、全部差押えの場合には、将来の入金についても差押え対象となると考えると、当該流動性預金口座の機能は停止せざるをえないと思われる。

また、流動性預金の差押えについて、民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」（前掲注4参照）では、「預金口座に存する残高債権が差し押さえられた場合には、差押えの効力は、差押えの時点で存した残高債権についてののみ生ずる」こと、および流動性預金口座についての「合意が有効に存続することは妨げられない」ことが提案されている。民法（債権法）改正検討委員会編 [2009] 385～386 頁参照。当該提案が立法化されれば、流動性預金の差押えは、その時点で残高債権の弁済禁止という効力を越えて、流動性預金口座の機能を停止させる効力までは有しないこととなる。

160 例外として、日銀ネットの流動性節約機能付きの RTGS 処理のもとでは、取引先金融機関が日本銀行に振替依頼を行った際に、当該金融機関の当座勘定残高が当該振替依頼の金額に満たない場合には、振替依頼を待機させておく機能が導入されており、振替依頼が実行されずに待機している間であれば、当該金融機関による振替依頼の取消が認められている。流動性節約機能付きの RTGS 処理の概要については、日本銀行 [2008] 24～29 頁参照。

161 なお、米国や EU の法制においても同様の取扱いが認められている。すなわち、米国の UCC 第 4A 編は、支払指図は、相手方が支払指図を承諾 (acceptance) すると取消不可となることを規定する (UCC 第 4A 編 211 条 (c))。支払指図の承諾後は、相手方が合意するか、または資金決済システム・ルール (funds-transfer system rule) に拠らない限り、支払指図を取消・訂正することができない (同条 (c))。また、当該承諾後の支払指図の訂正は、当初の支払指図の取消および新たな支払指図の送信とみなされる (同条 (e))。この場合、支払指図の承諾は、仕向銀行 (originator's bank) や仲介銀行 (intermediary bank) であれば、相手方への新たな支払指図の送信により生ずるほか、被仕向銀行 (beneficiary's bank) であれば、仕向銀行や仲介銀行からの支払の受領や受取人への支払等により生ずることとなる (同 209 条)。

また、EU の決済ファイナリティ指令では、本指令の適用対象となる決済システムにおいては、移転指図 (transfer order) は、決済システム・ルールが定義する時点以降に決済システムの参加者または第三者によって取り消すことはできないと定めている (同指令 5 条)。



したがって、銀行間決済において振替依頼の撤回（組戻し）や訂正を必要とする事情が生じた場合には、別途新規の振替依頼を取り組むことが適当であると考えられる（上記4.(2)参照）。取引先金融機関が振替依頼をした後に取消を望む場合には、受取側の取引先金融機関に連絡したうえで、必要に応じて、受取側の取引先金融機関が当初の振替を打ち消す形となる新たな振替依頼を行うことになる。

#### ハ. 倒産手続における否認の取扱いに関連する論点

銀行間決済の主体となる金融機関が倒産した場合に、仕向銀行と被仕向銀行との間の資金決済が事後的に否認されないことが、システムック・リスクを削減し、資金決済システムの安定性の観点等から重要であると考えられる<sup>162</sup>。

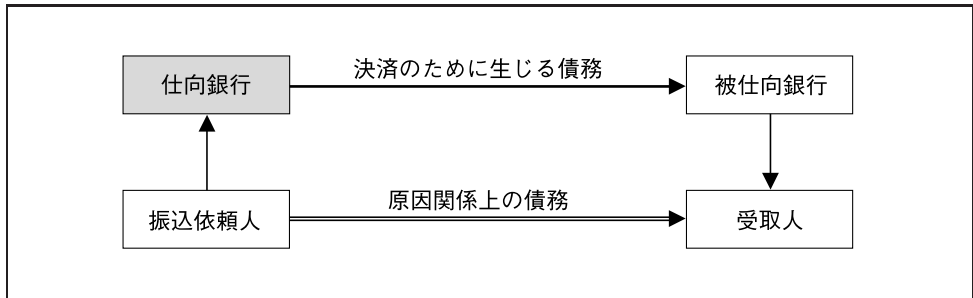
仮に否認により債務者の財産の原状回復が必要となる状況が生じた場合には、否認は債務者の財産からの資金の流出を捉えて行うものであり、その資金がどのような経路を辿って移動したかということは問題としないことから、資金の返還がなされれば足り、もとの決済自体を覆す必要はないと考えられる。

以下では、具体的な設例のもとで、否認権行使が銀行間決済に及ぼしうる影響を検討する。仕向銀行が倒産した場合と顧客（振込依頼人）が倒産した場合について検討する。

162 例えば、EUの決済ファイナリティ指令では、3条1項において、「移転指図は、システム参加者の倒産手続開始前に決済システムに入ったものである限り、法的に有効であり、当該倒産手続においても第三者に対して効力をもつ」と規定している。なお、同指令では、前文第13項において、「決済システムにおけるネットिंगの巻戻し（unwinding）や移転指図の取消に繋がらない限りは、この指令は、参加者や第三者が取戻や不当利得返還請求について法律上有する、原因関係から生じる権利の行使を妨げるものではない」と定めている。



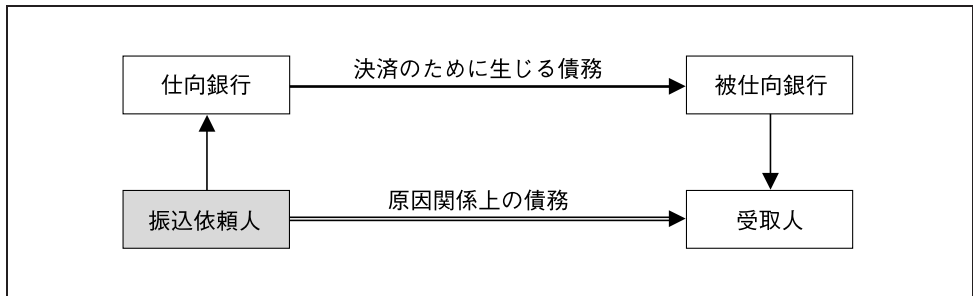
## (イ) 振込取引において仕向銀行が倒産した場合



この場合、振込依頼人から仕向銀行に提供された資金が被仕向銀行に移動する点に着目し、仕向銀行の一般債権者の引当となるべき責任財産としては差引きゼロである場合には、仕向銀行が行った為替取引契約に基づく資金交付債務の弁済は、仕向銀行の管財人による否認の対象とならないと考えられる<sup>163、164</sup>。

## (ロ) 振込取引において振込依頼人が倒産した場合

次に、振込取引の終了後に振込依頼人が倒産したケースについて、決済に伴い生じる銀行間の債権債務関係への影響の有無を検討する。



163 最判平成5年1月25日民集47巻1号344頁では、破産した証券会社が、日本証券業協会等との間で締結した「投資者の保護のために必要な場合に限り融資を受けることができ、その目的に限り借入金を用いることができる」との約定に基づき、法人顧客への支払債務の弁済に充てる目的で、同協会等の委託を受けた証券金融会社より、関係者の立会いのもとで融資を受け、その場で直ちに当該顧客の普通預金口座に振込を行い支払債務を弁済した。管財人が当該顧客に対して故意否認（旧破産法72条1号）を主張して弁済金の支払を求めたのに対して、最高裁は、①借入前と弁済後とで、破産者の積極財産の減少も消極財産の増加も生じていないこと、②上記の約定がなければ破産者は借入れができず、上記のような借入れと弁済を行う場合には、上記の約定に違反して借入金を他の用途に流用したり、借入金が他の債権者に差し押えられるなどして約定を履行できなくなる可能性も全くなかったことから、こうした借入金は破産者の共同担保を構成せず、これによる弁済の予定された特定の債務を弁済しても破産債権者の共同担保を毀損するものではないから破産債権者を害さず、否認の対象にはならない、と判示した。

164 なお、預金保険の対象となる金融機関が破綻した場合については、預金保険法上の決済債務の全額保護がある（同法69条の2以下）。

振込依頼人から受取人への資金の流れ全体は、原因関係上の債務との関係では1個の弁済とみることができる。管財人が、振込依頼人が行った原因関係上の債務の弁済を否認するとしても、その弁済の手段である振込取引を構成する個々の契約（例えば、振込依頼契約）の効力を覆す必要はなく、受取人に対して受け取った資金の返還を求めることとなると考えられる（上記5.（1）ハ、参照）。また、振込依頼人の振込依頼に伴って生じる仕向銀行の被仕向銀行に対する債務の履行は、倒産した振込依頼人の債務の弁済ではないため、仕向銀行による当該債務の履行行為は否認の対象とならないと考えられる<sup>165</sup>。

## 6. 責任負担に関する問題

資金決済における責任負担については、上記4.（支払指図の瑕疵に関する問題）および上記5.（ファイナルな決済に関連する問題）においても、それぞれの局面における問題として論じたが、以下では、顧客・銀行間決済および銀行間決済における責任負担の問題そのものに焦点を当て、あらためて分析・検討を行う。

### （1）顧客・銀行間決済における問題

#### イ. 責任負担に関して検討すべき要素

顧客・銀行間決済における責任負担について検討する際に、まず考慮すべきは、各取引当事者が責任負担についていかなる合意を行っているかという契約内容およびその解釈だと考えられる<sup>166, 167</sup>。例えば、債務者が結果の実現を約束した場合には、

165 最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁（前掲注67参照）において、振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、振込によって受取人の預金債権が有効に成立することが認められていることを踏まえれば、破産管財人等の仕向銀行に対する「振込依頼契約の前払費用として払った振込資金を、当該契約を否認するので、返還せよ」という主張は認められないと考えられる。

166 岩原〔2003〕419頁は、仕向銀行の義務について検討する中で、「まずなされるべきは振込依頼契約の解釈であり、そのための当事者意思の探究である」とする。

167 債務不履行に伴う損害賠償請求をする際には、一般に「責めに帰すべき事由」が必要とされているが、かかる帰責事由について我妻〔1964〕105～106頁では「債務者の故意・過失または信義則上これと同視すべき事由と解してよいと思う」と捉えたとうえで、過失については、「債務者の職業、その属する社会的・経済的な地位などにある者として一般に要求される程度の注意（善良なる管理者の注意に同じ）を欠いたために、債務不履行を生ずべきことを認識しないことである」と説明されている。

この説明について、道垣内〔2006〕38～44頁は、帰責事由と「善管注意義務違反をイコールのものだと理解するならば、債務者一般が善管注意義務を負っていることになる」と指摘したうえで、次のように述べる。「『善管注意義務違反』というのは、厳密に言えば、観念できない。たとえば、委任について、『善管注意義務違反』とこれまでいわれてきたのは、『善良なる管理者の注意』という基準によって具体的に定まった委任事務処理の内容に、受任者が違反していることなのであり、そうであるならば『委任事務処理義務違反』というのが正確である」。また、これに関連して、森田〔2002〕55頁は「債務不履行における『帰責事由』とは、債務者が『契約において約束したことを（不可抗力によらず）履行しないこと』のなかに含まれている。ここでは『帰責事由』の存否は、契約上債務者が義務づけられた『債務の内容・射

不可抗力によらない結果の不実現があれば、帰責事由があると判断できる。また、結果を実現するための一定の慎重な注意義務を負うことしか約束していない場合には、帰責事由の判断において、債務者の具体的な行為態様の評価が必要となる<sup>168</sup>。

次に、契約解釈によって妥当な責任負担（責任分担）を導くことができない場合に考慮すべきは、政策的な配慮の必要性、具体的には一定の状況において強行法的なルールとしての保障責任を上乘せすることの当否である。こうした政策的配慮の必要性を検討するに当たっては、顧客と業者の間の情報量や交渉力、責任負担能力の格差の大きさを考慮することが適当であると考えられる<sup>169</sup>。

上記3.(1)ロ.で述べた振込依頼契約の法的性格についての議論は、誤振込や無権限者による振込などの事故への対処に当たって顧客・銀行間の責任負担についての検討が行われる過程で進展したものである。そこでの議論においてみられた主張の相違は、仕向銀行が負う責任の範囲についての考え方の違いに起因するものと評価できる<sup>170</sup>。すなわち、そうした議論を通じて、決済サービスを提供する銀行の円滑な事務処理の確保という要請と、消費者（顧客）保護の要請ひいては銀行には経済の血流に当たる振込取引等の決済サービスを安全に提供する義務があるという、いわば決済サービスの公共性から導かれる要請との間に相克が存在することが明らかにされてきたといえる。

これらの要請のうち、顧客保護の観点からは、仕向銀行と振込依頼人との間における責任負担のあり方について、振込依頼契約を委任契約と捉えつつも契約上の債務とは別の付加的な保障責任を仕向銀行に認めるという考え方がある<sup>171</sup>。この考え

---

程」を媒介として判断されるから、債権者は債務不履行の事実を証明すれば足り、債務者の『帰責事由』を直接に証明する必要はない」とする。

なお、このような契約責任の捉え方は、民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」（前掲注4参照）においても採用されている。端的にいえば、帰責事由の有無によって債務不履行に基づく損害賠償責任を決する伝統的な理解から、契約において引き受けたりスクか否かという基準によって債務不履行に基づく損害賠償責任を決するという理解への転換が提案されている。民法（債権法）改正検討委員会編〔2009〕136～138頁参照。

- 168 結果債務・手段債務について論じる森田〔2002〕47頁は、「結果の不実現があれば、それが不可抗力によらない限り、その不履行の事実のなかに債務者の『帰責事由』が含まれていると判断される類型が結果債務であり、債務者に『帰責事由』があると認定判断するためには、結果の不実現のみならず債務者が一定の行為義務違反があったことの評価を必要とする類型が手段債務である」とする。このような理解は、従来の伝統的な民法学における過失責任原則が、自らに故意・過失がない限り責任は負わないこととするのとは異なるものと評価しうる。
- 169 大村〔2007〕57頁は、意思表示には効果意思が内在するという従来の民法の前提について、当事者間の情報や交渉力の格差を理由に、再考の必要性を次のように指摘する。すなわち、「今日では、このような『強い』人間像を前提とすることはできないタイプの取引も増えている。情報や交渉力の面で、一方当事者が劣った立場に立たされている場合（たとえば、消費者が事業者と取引する場合や下請の中小企業が 대기업と取引する場合など）には、その者は、自ら主体的に判断して確固たる効果意思を形成するというよりも、相手方の提供する情報に依存して、相手方の積極的な勧誘に応じて、あるいは、相手方の提示する条件に拘束されて、効果意思の形成を迫られるからである」とする。
- 170 山本〔2000〕231～232頁は、振込依頼契約という契約類型を構成する要素は何かといった振込依頼契約の性質または内容という法的スキームの確定に関する議論において問われていたのは、「振込システム全体のなかで、そこから生ずるリスクを誰にどう負担させるべきか」という問題であると説明する。
- 171 上記3.(1)ロ.(イ)参照。

方によれば、振込取引が実現されない場合の責任は、原則として仕向銀行が負担することとなる。

こうした顧客保護の要請を具現化するための制度上の対応としては、UNCITRAL 国際振込モデル法、米国の UCC 第 4A 編および EU の決済サービス指令が採用する仕向銀行によるマネーバック・ギャランティなどを参考にして、振込依頼人を保護する制度を採用することも考えられる<sup>172</sup>。

もっとも、顧客・銀行間決済における「顧客」には、一般市民から大企業まで多様な主体が含まれるため、当該制度を消費者保護という政策的な要請を実現するための方策と考えるのであれば、当該制度による保護の範囲（例えば、顧客が消費者〈自然人〉の場合にのみ保護するのか、具体的にどのようなケースを想定するのかなど）につき、検討する必要があるだろう。

また、そもそもこのような仕向銀行の責任負担のもとで提供される安全な決済サービスのコストは、結局は、振込手数料等の形で決済サービスの利用者たる振込依頼人全体に転嫁されることとなる<sup>173</sup>。このような責任負担の形態は、振込依頼人がいわば保険料としての振込手数料を仕向銀行に支払うことで、確実な振込取引の完了という保険を仕向銀行から購入するという、保険に類似する仕組みであると説明することもできる<sup>174</sup>。仮に振込依頼人が振込の完了について個別に保険をかけるよりも、誤振込や無権限者による振込などの事故による損失を蒙るリスクを仕向銀行が一括して引き受ける代わりに保険料に当たるものを振込手数料の一部として徴収する方が、社会全体としてコストが安く、かつ、銀行のリスク負担が過大にならないのであれば、付加的な保障責任の負担を仕向銀行に認めることは 1 つの対応策であるといえるかもしれない<sup>175</sup>。

---

172 前田（庸）[1995] 55 頁は、マネーバック・ギャランティ・ルールの制度化を、以下のように論じたうえで支持する。「振込依頼人としては、振込の依頼をするにあたって選択の余地があるのは、どの銀行に依頼するかということだけである。いったん自分の信頼する銀行に振込の依頼をした後の処理については、振込依頼人の側としてはまったく選択の余地がない。（中略）そうすると、仕向銀行を含む金融機関の共同システムの領域内で生じた事由によって振込依頼人に損害が生じたという場合には、この共同システムを構成する金融機関の連帯責任とするのがしかるべきではないか。振込依頼人としては、自分が信頼して振込を依頼した仕向銀行から損害賠償を受ける、後は構成金融機関相互間の関係で処理してもらう、というのがありべき解決の仕方と考える」。

マネーバック・ギャランティの詳細な検討については、岩原 [2003] 379～441 頁参照。また、金融取引における信託の今日的意義に関する法律問題研究会 [1998] 42 頁も参照。

173 もっとも、振込手数料の上昇が銀行が負担するリスクに応じた合理的な範囲のものだとしても、同手数料の上昇について現実に顧客からの納得を得ることは困難が伴うかもしれない。

174 岩原 [2003] 341 頁参照。

175 同様の指摘として岩原 [2003] 341 頁参照。また、政策的に保険の仕組みの導入を検討する場合、振込依頼人に保険の購入についての選択権を与えること、すなわち、追加的な手数料を支払うことを条件に振込の完了という結果の保証を受けるか、受けないかの選択を可能とすること（いわゆる「オプト・アウト」を認めること）も検討すべき論点となりうる。

なお、免責条項に関する議論の中で、振込取引というサービスが「いかなる責任体系のもとで提供されることが好ましいか」という観点に基づき、保険制度の活用による適切な責任負担の可能性を示唆する見解がある。山下 [1990] 207 頁は、仕向銀行に保険者的役割を負わせる責任体系は、いわば全顧客に付保を強制するようなものであり、付保を望まない、または、必要としない振込依頼人に対しても余計なコストを強制的に負担させることになるため、その点のバランスがとれるように、事故の性格によって銀行の

なお、以上のような責任負担に関する検討を行う際には、どこまでが民法の契約責任の原則として認められる契約上の責任なのか、どこからが資金決済システム全体の責任負担のあり方を政策的に考慮した結果として銀行に付加的に課される保障責任に基づく保護なのかということをも可能な範囲で峻別して検討することが、議論の明確性を確保するうえで望ましいと考えられる<sup>176</sup>。

## ロ. 責任負担のあり方とインセンティブ付けのあり方

一般に、取引当事者はある程度の責任を負っていなければ自らの行動をコントロールするインセンティブを有しないため、責任負担のあり方とインセンティブ付けのあり方は表裏一体であるといえる。例えば、事故が起こった場合に、事故を起こした当事者が全く責任を負わないのであれば、当該当事者にとって事故を減らすインセンティブは生じにくいいため、事故の多発を招き、社会全体での事故による損失が増加することになりかねない。他方、過度に責任を課すと、当該当事者には事故を減らす強いインセンティブが生じ、場合によっては事故による損失に見合わない過剰な注意を払ったり、過度の萎縮状態が生じる結果となりかねず、全体としての経済的な効率性は阻害されてしまう<sup>177</sup>。

資金決済システムにおいて各当事者が負っている責任の範囲が適度なもののなのか、過小なものなのか、あるいは過大なもののなのかを分析することが今後の課題の1つであろう。仮に過小である場合には、資金決済システムをより安全で効率的なものへと改善するインセンティブが損なわれる可能性がありうるものであり、そういう観点から現行のルールを検討することが重要である。

顧客・銀行間決済においては、当事者のコントロールが及ぶ範囲（支配領域）<sup>178</sup>か

---

免責事由を決めることが必要であり、危険の程度に応じたクラス分けにより実質的保険料を含む手数料で差別化を図ることが要請されると指摘する。

176 まず、売買取引の例で考えてみよう。例えば、消費者が小売店で缶詰を買う場合、消費者は缶詰の中身を見ることができない。仮に消費者が買った缶詰の中身が腐っていた場合、小売店も同様に缶詰の中身を確認できないからといって、可能な範囲で合理的な注意を尽くしたことを理由に責任を負わないというわけにはいかない。なぜならば、小売店は、品質を保証し、それに見合った対価を受け取って缶詰を販売しているのであり、中身が腐っていれば瑕疵担保責任を負うこととなる。この責任は、民法における売買契約の責任の原則から導きうる責任であり、消費者保護のために政策的に賦課された責任とは異なるといえる。

一方、振込取引についていえば、民法の契約責任の原則からすれば、振込依頼契約を委任契約と解する場合には、振込依頼人にとっての直接の契約の相手方ではない被仕向銀行における振込の完了についての責任までを契約の通常解釈から導くことは困難であろう。この場合に、ある一定の状況においてはマネーバック・ギャランティ・ルールという強行法的なルールにより民法の原則を修正し、振込に関する保障責任を政策的に導くことは可能であるが、政策的に認められるこの保障責任と民法の原則としての契約責任とは区別して整理すべきであろう。

177 Cooter and Ulen [2003] pp. 323–325、Shavell [2004] pp. 177–206、藤田 [2002] 26～32 頁参照。

178 無権限者による振込において、名義上の振込依頼人および仕向銀行のいずれにも過失が認められない場合であったとしても、無権限の振込の原因となる事情がいずれの支配領域下で生じたのかを認定することで責任を負担する当事者を決定することが可能といえる。例えば、ハッカーが仕向銀行の行内システムに侵入して振込を実行した場合に、仕向銀行の過失を認定できないとしても、仕向銀行の行内システムは、振込依頼人がコントロールしえない仕向銀行の支配領域とされ、仕向銀行の責任負担を導きうることとなる。支配領域に関する議論については、岩原 [2003] 115～127 頁参照。

ら生じる問題について、当該当事者がその責任を負担することとしておくことが基本的に望ましいと考えられる。具体的にみると、振込取引については、振込依頼人から振込依頼を受けた仕向銀行は、その内容を為替通知として被仕向銀行に送信することとなるが、仕向銀行による為替通知の送信から被仕向銀行による受取人の預金口座への入金記帳に至る過程で発生した事故等に基づく損失については、基本的には仕向銀行が一次的な責任負担の主体として負担することが考えられる<sup>179</sup>。なぜならば、この過程で発生する問題は銀行の行内システムやそれらをつなぐ銀行間ネットワーク内の問題であるため<sup>180</sup>、顧客である振込依頼人は予防策をとることが現実的に不可能であり、金融機関が責任を負担することで適切な予防策を講じるインセンティブ付けが可能といえるからである<sup>181</sup>。

## (2) 銀行間決済における問題

銀行間決済においても、責任負担についての検討は銀行間で締結した契約の内容を解釈することを通じて行われると考えられる。顧客・銀行間決済とは異なり、銀行間決済の場合は、基本的にはプロとプロとの関係、すなわち自律性が強く、一定の能力（注意力、判断力、経済力等）を持つ主体相互間の関係であり、格差があるとしてもそれは相対的なものに過ぎず、顧客・銀行間に存在するような格差は存在しないことから、基本的には契約自由の原則のもとで合意された責任負担の内容を尊重することが妥当であると考えられる<sup>182</sup>。

179 振込依頼人による求償手続の便宜から振込依頼人と契約関係にある仕向銀行に一次的な責任負担を認めることが妥当であるが、事後的には仕向銀行および被仕向銀行を含む銀行界全体で当該負担を按分するという方策も考えられる。前田（庸）[1995] 55 頁参照。

180 振込取引には、仕向銀行および被仕向銀行間の為替取引をオンライン処理する仕組みである全銀システムや、それと各行のシステムをつなぐ通信回線等を提供する通信事業者が必然的に関与することとなる。全銀協が定める振込規定ひな型 11 条 2 号では、通信事業者に起因する損失について、仕向銀行は振込依頼人に対する責任が免責される旨が定められている。この点に関しては、形式的には通信事業者の支配領域に属するとしつつも、仕向銀行は通信事業者との高い交渉力を持つことおよび振込サービスのプログラムを提供していることを理由に、実質的には仕向銀行の支配領域内の事故として仕向銀行の責任負担を認めるべきとの主張がある。岩原 [2003] 193～194 頁参照。

181 Cooter and Rubin [1987] pp. 110–111. また、岩原 [2003] 188 頁は、顧客の支配領域外で発生する無権限取引については、資金移動取引システムを構築する立場にある銀行の方が、それを防止したり保険を付したりすることが容易であることを理由に、銀行を最安価費用回避者と捉えたいうえで、「銀行に損失を負担させた方が無権限取引を防止するインセンティブを与えることができる」と指摘する。ここで指摘されるような最安価費用回避者とは、最も安価に危険や損害を回避できる主体を選んで、その主体に損害賠償責任を負担させるという原理である。具体的には、取引費用や交渉費用がかかる社会では、誰が損害賠償責任を負担するかに応じて、第一次費用（事故等によって生ずる人的・物的損害と事故抑止のための費用）の逓減のされ方が違ってくるため、最も効率的な賠償責任の定め方は何かという問題に対する 1 つの解が「最も安い費用で損害を回避できるものに負担せしめよ」という最安価費用回避者の原理であると説明されている。最安価費用回避者については浜田 [1977] 52～55、136～148 頁参照。

182 もっとも、金融機関同士のプロとプロとの関係といっても、日本銀行が日本銀行当座勘定を通じて提供する銀行間決済サービスの公共性や事実上の独占性という特色に鑑みれば、契約自由の原則が一定の制約を受け、相手方に不当に不利益な契約条件を設定する行為は許容されないと考えられる。

銀行間決済における責任負担についても、ある銀行のコントロールが及ぶ範囲（支配領域）から生じる問題については、当該銀行がその責任を負担することとしておくことが、事故等による損失の発生を未然に防ぐインセンティブ付けという観点からは基本的には望ましい<sup>183</sup>。

また、情報通信技術の進歩等に伴い、既存のシステムが脆弱化し、開発時点では予見しえなかったリスクがその後顕現化することは避けられないと考えられる<sup>184</sup>。こうした資金決済システムに内在するリスクを誰がどのように負担するのかということも検討すべき重要な課題となろう。

### (3) 損害賠償の範囲

顧客・銀行間決済および銀行間決済における責任負担に共通する問題として、損害賠償の範囲に関する問題があるが、いずれの場合においても損害賠償の範囲を通常損害<sup>185</sup>に限定したり、特別損害<sup>186</sup>を排除したりしておらず、民法 416 条の解釈問

183 もっとも、コントロールが及ぶか否かという基準のみで責任の所在を決することになると、例えばシステムのバグなどそのシステムに伴う問題が生じた場合、結局はすべてシステム提供者側の責任になってしまうため、一定の範囲で責任を適切に負担する必要がある。また、顧客や銀行がネットワークで結ばれた決済システムには、一定の外部性の存在が想定される。外部性が存在する場合、コントロールが及ぶ範囲で各当事者に責任を負担させたととしても、社会的に必要十分な努力水準を導き出せないという問題がありうるため、例えば損害軽減義務のような何らかの義務によって外部性を内部化する工夫が必要となると考えられる。

184 また、決済システムが採用した情報セキュリティ技術が、開発時点においては脆弱性のない高水準のものと認められていたとしても、さらなる技術の進歩によって、開発時には予見することのできなかった脅威に晒されることもありえよう。

185 民法 416 条の解釈については多様な議論が展開されているが、中田 [2008] 160 頁は、通常損害を「現実に発生した損害のうち、その時代・社会の経済関係や生活様式に応じて、予見可能性の証明の有無を問わず、賠償すべきだと客観的に判断されるもの」と定義する。

186 特別損害は、特別事情によって生じた損害につき、当該特別事情についての当事者の予見可能性を要件として賠償が認められるものをいう。これに対して、欧米では結果損害 (consequential damage) という概念が存在する (例えば米国の UCC 第 2 編 715 条 2 項)。

振込における結果損害について岩原 [1996b] 121 頁は、「振込依頼人は当該契約が履行されれば実現したであろう履行利益を失ったことになるが、この履行利益」が結果損害に該当すると述べ、さらにこの履行利益 (結果損害) が、「民法 416 条 2 項の特別損害に該当するか否か、それに関する仕向銀行の予見可能性が認められるか、という解釈問題」については、「特別損害に当たることはまず異論のないところと思われるため、問題は予見可能性の有無であるが、この判断は非常に微妙である」と指摘する。また、同頁は、振込における結果損害の賠償責任の可能性を肯定した米国の (エヴラ (Evra) 事件) 判決を紹介したうえで、「この判決にショックを受けたアメリカの銀行界は振込取引において結果損害の賠償を要求されることを恐れて、振込に関する一般私法を制定してこれを防ごうとした。これが UCC 第 4A 編の制定につながった。エヴラ判決そして結果損害の賠償問題は、UCC 第 4A 編の産みの親だったわけである。したがって、成立した UCC 第 4A 編 305 条によれば、支払指図の執行遅延による受信銀行の賠償義務は、振込依頼人又は受取人のいずれかに対し、原則として遅延利息を賠償することに限られる (同条 a 項)」と説明する。なお、UNCITRAL 国際振込モデル法 17、18 条についても、同 122 頁は、ほぼ UCC 第 4A 編 305 条に倣って規定されたものであり、「ヨーロッパ大陸法諸国を中心に、せめて銀行に重過失がある場合は結果損害についての銀行の責任を規定しようとする多くの国の意見があったものの、アメリカが猛烈な反対で結果損害の賠償の可能性を一切排除しようとしたため、その妥協として規定されたものである」と説明する。

題となる<sup>187, 188</sup>。損害賠償請求の範囲の基準となる同条は、「通常生ずべき損害」（同条1項）と「特別の事情によって生じた損害」（同条2項）とを分けて規定しており、特別損害については予見可能性を要件に賠償責任を認めている。通常損害に当たらない場合であっても、当事者が予見可能である特別損害については、損害賠償の範囲に含まれることとなるため、予見可能性の解釈について議論が蓄積されている。具体的に、誰にとって（主体）、いつの時点で（判定時期）、予見可能であったかが問題となり、債務者に債務不履行時の予見可能性を要求する判例・通説と、両当事者に契約締結時の予見可能性を要求する見解とがある<sup>189</sup>。

損害賠償の範囲についてはこれまで多様な議論が展開されているところではあるが、上記の両当事者に契約締結時の予見可能性を要求する見解のように、契約締結時の当事者の合意を尊重する立場をとれば、民法416条に基づく損害賠償の範囲を画するメルクマールは、まず契約でどこまでリスクを引き受けているかにあると考えられる。すなわち、例えば、ある損害だけに着目してそれが特別損害なのか否かを認定することよりも、契約内容の解釈として損害賠償の範囲を決することが肝要となる。振込取引における特別損害といっても、仮に仕向銀行が被仕向銀行における入金記帳の完了についてまで振込依頼人に対して契約で約束しているとすれば、振込が実現しない結果として蒙った損害は、いわゆる特別損害ではなく民法416条が規定する「通常生ずべき損害」ということになる。他方、当該契約ではそこまでの義務を負っていないということになれば、それは契約で引き受けたりスクの範囲外であり、特別な事情がなければ賠償すべき損害とはならないと考えられる<sup>190</sup>。

187 損害賠償の範囲に関する判例（大連判大正15年5月22日民集5巻386頁等）および従来の通説は、損害賠償の範囲を相当因果関係に立つ損害と捉えてきた（相当因果関係説）。例えば、我妻[1964]118～120頁は「相当因果関係に立つ損害とは、当該債務の不履行によって現実に生じた損害のうち、当該場合に特有な損害を除き、かような債務不履行があれば一般に生ずるであろうと認められる損害」であると説明する。これに対して、平井[1971]7～8頁は、相当因果関係説は「具体的判決の具体的結論について体系的な理由づけを必要とする実務の有効な指針とはなり得ない」と指摘する。損害賠償の範囲等に関する学説の整理については、中田[1998]1～56頁、同[2008]153～171頁、平井[1971]3～507頁、内田[2005]151～176頁、落合[1988]32頁参照。

188 実務においては、振込依頼契約において仕向銀行が振込依頼人に対して負う債務を金銭債務と捉え、不可抗力によっても債務を免れない代わりに、損害の範囲は法定利率に限るとの解釈が存在する。しかしながら、振込依頼契約に基づき指定された金額を受取人の預金口座に入金するというサービスを提供する仕向銀行の債務は、単なる金銭債務であるとは限らず、損害賠償の範囲についても民法416条の解釈によって決定すべき場合があるだろう。

189 中田[2008]160～162頁参照。同[2008]162頁は、判例・通説たる前者の見解では、契約締結後の各当事者の自己中心的な行動（機会主義的行動）を抑止し、両者の協力を促すべき要請（信義則的要請）が強調されるのに対し、後者の見解では当事者の合意が尊重されること、これらを「両立させることを目指すべきである」とする。

なお、民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」（前掲注4参照）では、①契約締結時に両当事者が予見し、または予見すべきであった損害、および②契約締結後に債務者が予見すべきであり、かつそれを回避するための措置を講ずるべきであった損害が賠償されるべき損害として提案されている。民法（債権法）改正検討委員会編[2009]139～140頁参照。

190 米国のUCC第4A編は、銀行の結果損害についての責任をデフォルト・ルールとしては否定している。すなわち、支払指図を実行できなかった受信銀行は、送信者に対して、（直接の）取引の費用、付随的費用、および失われた利息につき賠償の責任を負う。結果損害を含む付加的な損害については、受信銀行の書面による明確な合意が定める限度で回収可能であり、そうでなければ回収不能であると規定されてい



また、現行の民法 416 条が採用する考え方とは必ずしも一致するわけではないが、当事者間の契約によって、故意または重過失による義務違反の場合の損害賠償の範囲について異なる考え方を採用することもありうる。すなわち、故意または重過失による義務違反の場合には、ある取引当事者は自ら当該合意に反する態度をとったと評価できるので、その損害賠償の範囲を画するに当たっては、予見可能性による制限を外し、予見しえない損害についても責任負担を認めることが適当であるとも考えられる。他方、(軽) 過失・無過失による義務違反の場合には、損害賠償の範囲は契約締結時に予見可能であり、かつ契約で定められた範囲でしか責任を負わないという当事者間の合意を尊重することが当事者の合理的な意思解釈となりうる。

## 7. 終わりに代えて

主に大口の資金決済が行われる銀行間決済においては、システミック・リスクを削減することが重要な政策的関心となる一方で、顧客・銀行間決済においては、制度的・社会的な費用便益を評価しながら顧客保護を図ることが重要な政策的関心となる。こうした問題意識のもと、当研究会では、主に取引法の観点から、資金決済に関する諸問題についての分析・検討を行った。

取引法の観点から合理的な資金決済法制を構築するに当たっては、決済を巡る各種のリスクをいかに配分することが、当事者にリスク削減のインセンティブを与え、社会全体としてのコストの抑制につながるかという視点、およびいかなるルールを設けることが資金決済システムを利用する顧客に安心感を与え、経済活動の基盤としての役割を果たす資金決済システムを円滑に機能させるかという視点が必要となる<sup>191</sup>。

経済社会における取引には、例えば、動産の売買契約、不動産の賃貸借契約、複合的な役務の提供契約など多様な取引類型が存在する。こうした多様な取引類型の

---

る (UCC 第 4A 編 305 条 (d))。また、連邦準備法 (Federal Reserve Act) に基づき連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System) が定める Regulation J Subpart B は、連邦準備銀行が運営する大口資金決済システムである Fedwire に関するルールであるが、連邦準備銀行の利用先金融機関等に対する結果損害についての賠償責任を排除している (Regulation J §210.32 (a))。

他方、EU の決済サービス指令は、結果損害の補償について具体的なルールを規定しておらず、結果損害の補償については各 EU 加盟国の国内法上の定めによることとなっている (同指令 76 条)。なお、決済サービス指令の詳細については吉村・白神 [2009] 参照。また、ユーロシステムが運営する大口資金決済システムである TARGET2 に関する ECB のガイドライン (GUIDELINE OF THE EUROPEAN CENTRAL BANK of 26 April 2007 on a Trans-European Automated Real-time Gross settlement Express Transfer system (TARGET2)) においては、欧州中央銀行が負うべき損害賠償の範囲は次の各類型に分けて定められている。第 1 に、中央銀行の故意等 (fraud、故意 (willful misconduct) を含む) または重過失 (gross negligence) により生じた損害については結果損害を含むすべての損害について賠償責任を負う、第 2 に、中央銀行の通常の過失 (ordinary negligence) により生じた損害については結果損害を除く直接損害 (支払金額および利息) について賠償責任を負うこととされている (同ガイドライン AnnexII: Harmonised Conditions for Participation in TARGET2 第 31 条 2 項)。

191 岩原 [2003] 606 頁参照。

多くの場合において、取引当事者間で財またはサービスの対価として「お金を支払うこと」、すなわち、資金決済が伴う。現代の経済社会において資金決済は、流動性預金を通じた振込取引によって行われることが少なくないが、資金決済が当事者の債権・債務を解消する機能を果たしていることもあって、資金決済は取引法の基本法たる民法、とりわけ債権法と極めて深い関係にあるといえる。

19世紀末に制定された民法典については、現在、債権法を中心に抜本改正に向けた作業が進行中である<sup>192</sup>。民法の役割について論じることは本報告書の射程を越えるものではあるが、本報告書において検討してきた資金決済という分野において民法に求められる基本的役割は、顧客・銀行間決済、銀行間決済の相違を問わず全体を貫くいわば「背骨」として機能すること、そのための一般原則を用意することにあるとも考えられよう。

そのうえで、まず、顧客・銀行間決済に関しては、顧客保護の要請を、それが適当であるならば民法に取り込んでいく<sup>193</sup>、民法に取込むことが必ずしも適当でないならば特別法に委ねていくことの是非を検討する、というスタンスをとることが考えられる。

他方、銀行間決済に関しては、顧客保護の要請が強い顧客・銀行間決済とは区別して、取引形態の変化や情報通信技術の進歩をより適切に反映しつつシステムック・リスクの回避・削減に資するような適切かつ合理的な内容を関係当事者間の契約で定める（基本的には私的自治に委ねる）というスタンスをとることが考えられる。この場合の民法の役割は、こうした合理的な内容を持った関係当事者間の合意の有効性を確認することにある。ただし、私的自治に委ねるだけではシステムック・リスクの回避・削減の観点から不十分である場合には、適切な対応を特別法等でとることも考えられる。

いずれも難問であるが、実務の実態を踏まえたさらなる分析・検討が求められる。

---

192 前掲注4参照。また、筒井 [2009] 62頁は「本年は、こうした学界の研究成果を踏まえて、法制審議会における調査審議に着手するなど、民法（債権法）の見直し作業を徐々に本格化させていきたいと考えている」とする。

193 民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」（前掲注4参照）では、消費者契約法の不当条項規制（8～10条）を踏まえた不当条項の効力に関する一般規定や約款に関する規定を民法に新設することが提案されている。民法（債権法）改正検討委員会編 [2009] 105～121頁参照。

## 参考文献

- 浅田 隆、「先日付振込依頼をした第三債務者と仮差押債権者—最一判平成 18・7・20」、『NBL』839号、2006年、4～7頁
- 石井眞司監修、『新銀行実務判例総覧』、経済法令研究会、1997年
- 磯村 保、「システム契約と法律行為論」、北川善太郎編『コンピューターシステムと取引法—システム契約の法政策的検討』、三省堂、1987年、85～101頁
- 今井克典、「振込システムの法的構成（四）」、『名古屋大学法政論集』163号、1996年、175～219頁
- 、「原因関係の不存在と繰戻振込の委託」、平出慶道先生・高窪利一先生古稀記念論文集『現代企業・金融法の課題（上）』、信山社出版、2001年a、67～90頁
- 、「振込取引における仕向銀行の義務と責任（二・完）」、『名古屋大学法政論集』187号、2001年b、85～130頁
- 、「金銭債務の決済とは何か」、『金融法務事情』1702号、2004年、28～35頁
- 岩原紳作、「資金移動取引の瑕疵と金融機関」、国家学会『国家学会百年記念 国家と市民 第三巻』、有斐閣、1987年、167～244頁
- 、「電子資金取引に関する法制整備の必要性と課題—金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会中間報告をめぐって—〔第3回〕」、『金融法務事情』1206号、1988年、6～12頁
- ・藤下 健、「『国際振込に関する UNCITRAL モデル法』の逐条解説」、『金融法研究』資料編（8）・別冊、1992年、1～111頁
- 、「電子資金移動（EFT）および振込・振替取引に関する立法の必要性（7）」、『ジュリスト』1090号、1996年a、132～136頁
- 、「電子資金移動（EFT）および振込・振替取引に関する立法の必要性（10・完）」、『ジュリスト』1094号、1996年b、121～127頁
- 、「誤振込による受取人の預金債権の差押えに対し振込依頼人は第三者異議をなしうるか」、『金融法務事情』1460号、1996年c、11～16頁
- 、『電子決済と法』、有斐閣、2003年
- 、「被仕向銀行の行為による損害に関する仕向銀行の振込依頼人に対する責任」、落合誠一・神田秀樹編『手形小切手判例百選 第6版』、有斐閣、2004年、220～221頁
- ・森下哲朗、「預金の帰属をめぐる諸問題〈金融法学会第22回大会資料〉」、『金融法務事情』1746号、2005年、24～52頁
- 、「預金の帰属をめぐる諸問題（シンポジウム『普通預金取引に関する最近の法的諸問題』）」、『金融法研究』22号、2006年、43～48頁
- 、「預金の帰属—預金者の認定と誤振込・振り込め詐欺等」、江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論（下巻）』、商事法務、2007年、421～485頁
- 、「〈シンポジウム〉決済法制の再検討 1 総論〈金融法学会第25回大会シンポジウム資料〉」、『金融法務事情』1842号、2008年、32～42頁

- 岩本秀治・辻 松雄、「盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しに対する自主的な取組み」、『金融』732号、2008年、3～11頁
- 内田 貴、『民法Ⅲ 債権総論・担保物権 第3版』、東京大学出版会、2005年
- 大村敦志、「不当利得—誤振込みをめぐる—」、『法学教室』300号、2005年、99～104頁
- 、『基本民法Ⅰ 総則・物権総論 第3版』、有斐閣、2007年
- 落合誠一、「電気通信事業者の損害賠償責任」、『ネットワーク社会と法』（『ジュリスト』増刊）、有斐閣、1988年、28～45頁
- 加藤雅信、「日本民法典財産法改正試案『日本民法改正試案・仮案（平成21年1月1日案）』の提示」、『判例タイムズ』1281号、2009年、5～38頁
- 川村正幸、「金融機関が送金委任の趣旨に反する送金をしたことにつき債務不履行責任が認められた事例」、『金融・商事判例』848号、1990年、35～43頁
- 神作裕之、「振り込め詐欺の被害者に対する仕向銀行の責任」、『ジュリスト』1377号、2009年、148～151頁
- 神田秀樹、「金融リストラクチャリングと法的課題」、『金融研究』第7巻第3号、日本銀行金融研究所、1988年、59～66頁
- 金融審議会金融分科会第二部会、「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」、金融庁ホームページ、2009年
- 金融取引における信託の今日的意義に関する法律問題研究会、「金融取引における受託者の義務と投資家の権利」、『金融研究』第17巻第1号、日本銀行金融研究所、1998年、1～110頁
- 久保田 隆、『資金決済システムの法的課題』、国際書院、2003年
- 、「決済システム改革とリーガルリスク」、『早稲田法学』81巻1号、2005年、205～212頁
- 後藤紀一、『振込・振替の法理と支払取引』、有斐閣、1986年
- 小山嘉昭、『詳解銀行法』、金融財政事情研究会、2004年
- 産業構造審議会産業金融部会・流通部会商取引の支払に関する小委員会、「商取引の支払サービスに関するルールのあり方について」、経済産業省ホームページ、2008年
- 塩崎 勤、「誤振込による預金に対する差押えと振込依頼人からの第三者異議の訴えの許否」、『金融法務事情』1299号、1991年、11～19頁
- 潮見佳男、『契約責任の体系』、有斐閣、2000年
- 、『債権総論Ⅱ—債権保全・回収・保証・帰属変更—第3版』、信山社出版、2005年
- 渋谷光子、「預金の意義・機能・種類・特色・規制」、鈴木祿弥・竹内昭夫編『金融取引法大系 第2巻 預金取引』、有斐閣、1983年、1～37頁
- 島田邦雄・沖田美恵子、「インターネットバンキングによる不正送金と金融機関の責任—東京高判平18.7.13の射程範囲—」、『金融法務事情』1791号、2007年、50～56頁

- 嶋 拓哉、「銀行間資金決済におけるファイナリティの意義—UCC Article 4A を中心に」、『ジュリスト』1309号、2006年 a、114～120 頁
- 、「銀行間資金決済におけるファイナリティと銀行・顧客間の取引関係について」、『ジュリスト』1325号、2006年 b、216～222 頁
- 、「資金決済におけるファイナリティ概念について ファイナリティ概念の多義性を巡る法的検証」、『FSA リサーチ・レビュー』2006 (第3号)、2007年、221～243 頁
- 鈴木禄弥・中馬義直・菅原菊志・前田 庸、『注釈銀行取引約定書・当座勘定規定』、有斐閣、1979年
- 全国銀行協会、「新内国為替制度と内国為替決済規則等の概要について」、『金融』647号 (2001年2月号)、2001年、2～7 頁
- 田辺光政、「当座預金」、鈴木禄弥・竹内昭夫編『金融取引法大系 第2巻 預金取引』、有斐閣、1983年、153～189 頁
- 筒井健夫、「民法（債権法）改正の動向」、『NBL』896号、2009年、62～63 頁
- 道垣内弘人、「普通預金の担保化」、中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』、有斐閣、2000年、43～62 頁
- 、「善管注意義務をめぐって」、『法学教室』305号、2006年、37～44 頁
- 中田裕康、「誤振込みによる預金債権の成否—振込依頼人と差押債権者との関係」、『法学教室』194号、1996年、130～131 頁
- 、「民法415条・416条」、広中俊雄・星野英一編『民法典の百年 III』、有斐閣、1998年、1～56 頁
- 、『継続的取引の研究』、有斐閣、2000年
- 、「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」、『金融法務事情』1746号、2005年、16～23 頁
- 、「『口座』の担保化」、金融法務研究会『担保法制をめぐる諸問題（金融法務研究会報告書(14)）』、2006年、20～34 頁
- 、『債権総論』、岩波書店、2008年
- 、「原因関係が存在しない振込に係る預金の払戻請求と権利濫用」、『金融法務事情』1876号、2009年、15～18 頁
- 中山靖司、「預金者保護法見直しに向けた課題～インターネットバンキングを中心に」、『金融法務事情』1782号、2006年、1 頁
- 西尾信一、『銀行取引の法理と実際』、日本評論社、1998年
- 日本銀行、「決済の分野における日本銀行の役割—決済手段・決済システムの提供とオーバーサイト—」、日本銀行ホームページ、2002年
- 、「決済システムレポート2005」、日本銀行ホームページ、2006年
- 、「決済システムレポート2007-2008」、日本銀行ホームページ、2008年
- 能見善久・山下純司、「非対面取引—インターネット・バンキングを中心に」、金融法務研究会『銀行取引をめぐる消費者保護の現代的展開（金融法務研究会報告書(15)）』、2008年、57～70 頁

- 浜田宏一、『損害賠償の経済分析』、東京大学出版会、1977年
- 平井宜雄、『損害賠償法の理論』、東京大学出版会、1971年
- 藤田友敬、「サンクションと抑止の経済学」、『ジュリスト』1228号、2002年、25～38頁
- 星野英一・河上正二、「契約の成否と同意の範囲についての序論的考察（1）」、『NBL』469号、1991年、6～22頁
- 本多正樹、「金融資産の移転に関する法制—カネとモノの横断的考察—」、『民商法雑誌』123巻6号、2001年、811～864頁
- 前田達明、「振込」、加藤一郎・林良平・河本一郎編『銀行取引法講座〈上〉』、金融財政事情研究会、1976年、297～323頁
- 、「判例批評」、『判例時報』1585号、1997年、192～200頁
- 、「判例批評」、『判例時報』1885号、2005年、190～196頁
- 前田庸、「交互計算の担保的機能について—交互計算残高に対する差押の可否をめぐって—」、『法学協会雑誌』78巻6号、1962年a、628～671頁
- 、「交互計算の担保的機能について（二・完）—交互計算残高に対する差押の可否をめぐって—」、『法学協会雑誌』79巻4号、1962年b、391～438頁
- 、『銀行取引』、弘文堂、1979年
- 、「当座勘定取引」、遠藤浩・林良平・水本浩監修『現代契約法大系 第5巻 金融取引契約』、有斐閣、1984年
- 、「電子資金取引に関する法制整備をめぐる諸問題」、『金融法務事情』1410号、1995年、48～56頁
- 松本貞夫、「為替金の組戻、取消、訂正と受取人等の承諾の要否」、『手形研究』454号、1991年、21～27頁
- 、「為替通知の取消し・訂正と組戻し」、『金融法務事情』1351号、1993年、4～5頁
- 、『改訂 銀行取引法概論』、経済法令研究会、2007年
- 三上徹、「誤振込と預金の成立」、『銀行法務21』645号、2005年、10～13頁
- 、「組戻依頼と補償合意」、『銀行法務21』657号、2006年、18～21頁
- 民法（債権法）改正検討委員会、『債権法改正の基本方針』（別冊『NBL』126号）、商事法務、2009年
- 森下哲朗、「電子社会と金融—バーパレス化時代の私法理論試論」、中里実・石黒一憲編著『電子社会と法システム』、新世社、2002年、205～228頁
- 森田宏樹、「電子マネーの法的構成（3）」、『NBL』619号、1997年、30～37頁
- 、「振込取引の法的構造—「誤振込」事例の再検討—」、中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』、有斐閣、2000年、123～198頁
- 、『契約責任の帰責構造』、有斐閣、2002年
- 、「『電子消費者契約』における消費者の意図しない意思表示について情報化社会における法形成のあり方の観点から」、ダニエル フット・長谷部恭男編『融ける境 超える法4 メディアと制度』、東京大学出版会、2005年、29～60頁

- 、「有価証券のペーパーレス化の基礎理論」、『金融研究』第25巻法律特集号、日本銀行金融研究所、2006年、1～67頁
- 、「金銭および有価証券の無体化・電子化と「占有」の概念」、城山英明・西川陽一編『法の再構築Ⅲ 科学技術の発展と法』、東京大学出版会、2007年、201～220頁
- 、「流動性預金『口座』契約とは何か」、『金融・商事判例』1290号、2008年a、1頁
- 、「窃取した他人の預金通帳・印鑑を用いた無権限者による振込によって普通預金口座の名義人に帰属した預金債権の払戻請求と権利濫用による制限」、『金融法務事情』1844号、2008年b、7～10頁
- 山下友信、「銀行取引と免責約款の効力」、石田喜久夫・西原道雄・高木多喜男先生還暦記念論文集下巻『金融法の課題と展望』、日本評論社、1990年、189～215頁
- 山本敬三、「振込委託契約と仕向銀行の責任—被仕向銀行に起因する振込遅延・過誤のケースを題材として—」、中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』、有斐閣、2000年、199～234頁
- 吉村昭彦・白神 猛、「欧州における決済サービスの新たな法的枠組み—決済サービス指令の概要—」、『金融研究』第28巻第1号、日本銀行金融研究所、2009年、119～172頁
- 我妻 栄、『債権各論 中巻二（民法講義V3）』、岩波書店、1962年
- 、『新訂 債権総論（民法講義IV）』、岩波書店、1964年
- 渡邊博己、「無権限者によるインターネット・バンキング・サービスの振込取引と銀行の免責」、『銀行法務21』677号、2007年、56～60頁
- Committee on Payment and Settlement Systems (CPSS), *Core Principles for Systemically Important Payment Systems*, 2001.
- , *The Role of Central Bank Money in Payment Systems*, 2003.
- , *New Developments in Large-Value Payment Systems*, 2005.
- Cooter, Robert, and Thomas Ulen, *Law and Economics 4th ed.*, Addison Wesley, 2003.
- , and Edward Rubin, “A Theory of Loss Allocation for Consumer Payments,” *Texas Law Review*, 66 (1), 1987, pp. 63–130.
- Shavell, Steven, *Foundations of Economic Analysis of Law*, The Belknap Press of Harvard University Press, 2004.

